

(第十五部)

第五回参議院労働委員会會議錄第六号

(二七)

昭和二十四年四月二十五日(月曜日)午後二時四十分開会

本日の會議に付した事件

○職業安定法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○緊急失業対策法案(内閣送付)

○失業保険法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○委員長(山田顕男君) これより労働

委員会を開会いたします。前回に鈴木労働大臣から、今回労働省から提案になりました職業安定法の一部を改正する法律案、それから緊急失業対策法案、並びに失業保険法の一部を改正する法律案の三案が提出されました。その總括的提案理由の説明をして頂いたのでありますが、これに對しまして更に各委員から總括的な質問をしたいというふうな御希望がございましたので、これより、只今提案されました三案に対する總括的質問を始めることといたします。御質問のある方は……

○門下生(一君) 私は緊急失業対策法案の提案理由を伺ひまして、それに關連して労働大臣に質問したいと思つております。大体今回の経済九原則の實施を俟つまでもなく、敗戦後の日本には非常な人口が過剰になつておる。この過剰人口の問題と失業問題、從つて失業対策というものは、現在政治上最も大きな問題の一つであると考えておるものであります。そこでこの問題につきましては、第一次吉田内閣のときから厚生大臣の下に失業対策本部というものを設けて、その対策を検討しておたのでありますが、その後新憲法下における片山、芦田内閣を通じて、この人口問題と失業対策問題というところが重く取り上げられなかつたことは、甚だ遺憾に思つておつたのであります。そうして今日まで推移して來ました結果、今回の九原則の實施に伴い、民間の企業の合理化と政府の行政整理と、この二つのいわゆる首切りということもやらなければならぬという事態にぶつかつて、これに對して緊急な対策を講ぜなければならぬようになつたと思つておられます。そこで根本問題として、今回の行政整理と企業の合理化によつて出て來るところの失業者の数の見通しにおいて、これは先般のこの委員会で政府当局といつて、質疑を交して見たのですが、非常に完全失業に對する人数の見通しが違つておられます。併しこれはこの失業者が完全失業に入る時間的なずれによつて計算の基本が異なつて來るのであるから、暫く政府の發表した数字を認めておいてもよいと思つておられますが、行政整理といふものが、今のうちにただ中央で三割、地方で二割という頭から切るといふ方法でなしに、本當の企業の簡素化を図つて行くようになれば、更にもう少し人が減るのではないかと思われるし、今度の企業の合理化を促進させて行くに従つて、政府の予定しておるより更に多数の失業者が出るということを私は考へておるのだが、これに對して労働大臣の御所見はどうで

あるか。現在政府の發表しておるような数字を飽くまでも確信しておるのか。今後の行政機構を簡素化したり企業の合理化の進展によつては、もう少し多数になるというお考えを持つておるのか、これを伺つておきたいということが一つ。

それから大体に、この提案理由について見ましても、失業対策といふものは非常に弱い。例えば労働省の樹立するところの計画でこれをこなすというところにはなつておりますが、これらに對する財源とかいろいろ整理の方法とかといふことに對しては、何ら安心ができません。この考へておられるのは、このうらふに多数の首切りをやれば、企業の合理化をやらなければならぬといふことは、すでに前から分つておることではありますから、先ず順序として企業の合理化と、行政整理に着手する前にその失業対策を定めて、労働者を不安の状態に陥らせんようにすることが必要ではなかつたかと思つて、この拘わらず、今日首切りの声の方が強がつておるにも拘わらず、失業対策といふものは今ここで一つの法案としては出ておるけれども、實際の施策にはどういう施策があるのか。この内閣の本當の失業対策の施策がどれだけあるかといふことが分らない。これは第三國會におきまして、前労働大臣に私が質問しましたときに、政府の行政整理と企業の合理化に當つては、一時的措置を先きに取るのであるか、安定施策の

方を先きに立てるかといふことを言うた折りに、速記録を調べれば分るが、増田労働大臣は、安定施策を先きに立てる、こういうことを言われておる。ところが安定施策としての失業対策は、私はまだ不幸にして拜承しない。政府の説明を聴かない。これに先立つて首切りの方が先になる。これは止むを得ない状態になつたといふことは察するのでありますが、これに對してはどういう御見解を鈴木労働大臣は持つておるか。安定施策は後廻しにしておいてこれをやらなければならぬかつたといふ事情と、それから今後はどういうふうにおやりになるかといふ点について伺いたい。

そこで私は、安定施策が十分でない今日、僅かに失業保険といふカンフル注射のものをやつて一時食いつなぎをやつて行くといふことは、これは余り策の得たことではないが、こゝまで追ひ詰めた今日では、これも止むを得ないことだと思つておられます。そこで御同情して考へて見ましたときに、今後の失業対策事業をどういふふうに計画を樹立されるお考えであるか。失業対策といふものが一労働省だけで計画の樹立、實施といふことは私は不可能と思つて、これに對して現内閣は如何なる方法によつて、この失業対策の万全を期せられるか。と申しますのは、失業対策は一時的であつてはならない。今失業保険とか、それからこの法案に盛り込まれてある範圍の失業対策では労働者は安心してやつて行くこ

とはできないし、又日本の産業の再建は完全なルートに乗ると思はない。飽くまでもこの失業対策事業は一時的であつてはならない。この対策事業はやはり九原則の精神に則つて、基本産業の拡充といふことに力を注がなければならぬのではないか。それと同時に終戦後非常に失ひかけているところの勤勉なる労働能率を回復するといふことのために私は労働基準法なるものは悪い法律ではないと思つておる。その労働基準法は悪い法律ではないが、労働基準法に準拠するだけの能率の出る労働者を作つて行く必要がある。即ち労基法を完全に活かすために、労働能率増進を目的とするところの労働者の教育施設とか、指導機關の整備とかいふことを失業対策の一貫の中に入れて御計画なさる意思があるかないか。少くとも五ヶ年以上に亘つてこれらの事業計画を立てなければいけないといふふうに考へておられます。

それから失業対策事業といふものは失業対策にかけた金が赤字から赤字に消えてしまつては、これは経済九原則に反することになる。それで今一時そういう施策に公債なり社債なり或いは援助資金なりで充てるとしても、それは必ず五年なり十年なり先には、これはやはり國家經濟なりその企業体の經濟の上に立派な黒字になつて來よう事業を選ばなければならぬ。こゝういふふうに考へておるわけでありませう。大体時間が非常に短かいですから、要点はそれだけで、若し以上の質問に對

しまして、労働大臣が單獨にお答えの
できることはお答えを願いたいし、或
いは同僚閣僚、関係閣僚と協議の上で
ないし御答弁できないことは次の機会
でもよろしくございしますから、十分
な御答弁によつてこの労働者の不安を
除きたいというように考えており
ます。

○國務大臣(鈴木正文蔵) 非常に沢山
の質問がございましたけれども、主要
だと思われる点につきまして極く率直
にお答え申し上げます。

第一番に行政整理で以て現在までの
推移及び今日の状態から言つて、先に
発表された行政整理による失業者の出
現の数というふうなものが多少変化を
生じて来る傾向はないか、もつとはつ
きり言うともう少し殖えるという情勢
はないかと、こゝういふ意味の御質問が
ありましたが、私共の最初に推定して
発表いたしました行政整理面から出る
失業者の数というものは、御承知のよ
うに四十万人、こゝういふ発表をしてお
つたのでございます。あのときも敷衍
して申上げましたが、これは飽くまで
も当時與えられた入手し得る條件の下
に推定したものであつたのであります
が、今日も実は閣議で以ていろいろ人
員整理の問題がありまして、やり方に
よつてはあれよりも多少殖えるような
形になる考え方というものもありまし
たけれども、それに対しては、又各省
それ〴〵現実の仕事の面から見まして
の考え方もあり、かれこれ総合いたし
ますというところ、大体あの四十万人と当
時発表したところの数字は今日只今の
情勢から見ても、推定といたしま
しては変更を加える程の必要はない、
大体あの線に副つて動きつつあると、

こゝういふふうに考えられます。従いま
して現在のところ労働省といたしまし
ては、行政整理面から来るところの失
業者の数というものは一應あの数字で
以て対策を立てて行つて、実勢と著し
く離れるということはないであらうと
いう見通しを持つております。

それからその次に今になつて、失業
が現実に出て来るという段階になつ
て、それと同時に、若しくはやや遅れ
るような形で以て失業対策が立てられ
るというところは本質から言つて間違
じやないかと、御指摘がありまし
た。この点につきましては決して現在
のやうな時間的關係で以て失業対策が
行われて決して間違ひでないと思は
れけれども、併し一方行政整理の方は実
際に七月から恐らく九月にかけてい
わゆる出血と言ひますか、実際の人員
整理が行われるだらうと思ひます。一
般企業の方はこれは昨日発表になりま
した為替レートの、率の問題はともか
くいたしまして、すぐにも実行され
るということになりました。関係上、
最初考えておつたよりは、この方面が
ら出るところの整理というものは、少
し時間的に早まつて来る、一、二ヶ月ぐ
らい早まつて来るという新しい情勢
が生れて来たと思ひます。これに對し
ましては、御指摘の通り失業対策は極
力急がなければならぬ性質もあり、
できますことならば私自身といたしま
しては、労働大臣といたしましてはつ
きり申上げますれば、この予算に失業
対策費は昨年から引續いて公共事業費
の中に入つておつた部分八億八千何百
万円、一般失業対策費が計上されてお

ります。これは昨年まであつたもの
をそのまま移したのでありまして、御
承知のように門屋委員が御指摘になり
ましたやうな意味における失業対策費
を計上することができれば、その
方が労働行政の面からだけでも、又廣
い意味で失業対策としてよかつたと思
ひます。それができなかつたことにつ
いてはこの予算の組み方考え方私共
と多少関係方面との間に考え方の相違
があつたかも知れませんが、併し
如何なる場合におきましてもこの予
算を実行し、九原則を実行して行く上
に失業者が生じて来るだらうという考
え方には両者とも相違はないのであり
まして、失業者が生じた場合には國家
は行事にも優先してこの方面の施策を
実行しなければならぬのだという認
識においても變つていないところはあ
りません。その点につきましては公式と
言へますかどうか知りませんが、これ
も、私は関係方面と再度話をし合つ
て、そうして必要なときには誤りなく
財政的措置を講じ、必要な対策を実
行して行くという考え方は筋が通つ
ておるつもりなのであります。

更にもう少し具体的に申しますと
いうと、この予算の中におけるところ
のやり繰りによつてそれが行われる
か、それ共臨時國會というふうなもの
を通じて行われるか、この点につきま
しての研究は、大蔵當局及び関係方面
にお任せしておりますけれども、とに
かくそれらのいずれかの方式を採つて
御指摘のやうに失業対策は予算的措置
をも講じて急速に展開すべきである
という考え方は、これは政府全体の考
え方として、内閣全体の考え方として十分了

解を得ておることでございます。
少し御答弁が横に外れるかも知れま
せんけれども、只今提案して御審議を
願つております緊急失業対策法案の方
け、こゝういふ考えの下に予算的措置を
えれば直ちにときを移さず実行し得
るやうに、又そのときまでには具体的
な計画をも定めて置いて、そうしてと
きを稼ぎ得るやうに、こゝういふ建前の
下に立案されておる次第でございます。

それから結局失業対策は窮極する
ところ、今申しましたやうに失業保険と
か、或いは緊急的な過渡的な段階的な
失業対策以外に、最終的な基本産業の
拡充の面からする國民經濟の最終的
用面の拡充、及び吸収がこゝまで至ら
なければ本當の完成とは言ひ得ないの
ではないかと、こゝういふ御指摘であり
ます。が、全くその通りでありまして、この
点につきましては本國會の初め衆議院
の本會議における淺沼議員だつたと思
ひますが御質問に對しまして、全
くその通りに考えておるというお答え
を申上げたのであります。この場合
考えられますのは、時間的、當面的に
は何といつても貿易産業の方の拡充で
あらうと思ひます。大体本年度内に貿
易産業関係だけで以て新しい雇用量
が二十万人くらいは殖えるのではない
かという見通しを持つております。こ
れは労働省だけで計算したのではなく
て、安本それから商工省方面とも……、
當時約二十日くらいか、一ヶ月くらい
であつたと思ひますが、當時持つてお
るところの資料によつて、こゝういふ計
算が出たのであります。尚必要があり
ましたならば二十万人ほどの輸出産業

部門においてこゝういふ見通しを持つて
おるといふことの数字もございします
から、必要に應じて政府委員から説明し
て頂きますが、こゝういふ見通しを持つ
ておつたのであります。輸出産業で約
二十万人、それからそれに附随する産
業若しくは一般サービス産業、そゝう
いふ一般産業も合せまして大体本年
内に新らしく國民經濟の枠内で殖え得る
雇用量は、大体さつき申しました貿易
面をも加へまして四十万人、つまり貿
易方面の外に後二十万人くらいの雇用
量の増加があり得るという計算が出て
おるのであります。それらの詳細の点
につきましては、尚只今申上げました
やうに必要に應じて聞いて頂きたいと
思ひます。併しこれではまだ十分では
ないのでありまして、本當は電源の開
發、道路港湾、そゝういふ基本的な建
設的な方面、やがてこゝ五年なり十年
は恐らく日本の産業の根本的動向をな
すだらうと想像されるその貿易に関す
る施設、及びその基礎となるところの
電氣というやうな方面の建設的な事業
という方面から手をつけて行くことが
できましたならば、これは当面本年
中にも直ちにということに急げないか
も知れませんが、そこには手をつけ
ることができましたならば、失業対策
の問題は只今まで申しましたやうな段
階的なもの、それから本年、來年中に
可能な輸出方面の可能雇用量の拡大
と、もう一つ並んでもう一步基本的な
建設方面に手をつけることができた
ならば、御指摘のやうに三者総合し
て相当筋の通つた方式、失業対策として見
ては筋の通つた方式が確立されるので
はないかと思ひます。この考え方は現
内閣も充分持つておるのであります。

大体あの様に動いておると、

万円の一般失業対策費が計上されてお

て、内閣全体の考え方としても十分了

ましたならば二十万人ほどの輸出産業

内閣も充分持つておるのであります

て、先に発表せられました総合国土計
画とか、北海道の拓植計画とか、そうい
つたものはそれらの考え方を急速に実
現する方式として考えられておるので
あります。それらの資金その他の問題
につきましても、難点があるの
でありましようけれども、どうしても
これはやらなければならない問題であ
り、そうして失業対策が本当に最終的
に完成するには、こゝまで行かなければ
ならないと思つております。

それから第五番目に労働生産性を昂
揚させる労働者の教育その他の方面か
ら、角度から労働生産性を昂揚させ
る、充実させる、こういうことも單
なる労働教育だけではなくて、対策の
一環として考えたかどうかという御指
摘でありましたが、これは全く同感で
ございまして、そういう面からの施
設、新らしくやり得ることは労働省と
して十分検討して、そうして以上申し
ました直接的な失業対策事業と並ん
で、併行してこういう際であるから突
行して参りたいと存じます。

最後に失業対策にしろ何にしろ取上
げられるところの事業は單に当面赤字
だけの事業ではなくして、やがては黒
字になる建設的な事業を取上げるべき
であるという御指摘もその通りであり
ます。たださつき申しましたように電
源の問題とか、道路の問題とか、港灣
の問題とか、それから貿易関係の問題
の事業、それを失業対策として探上げ
ますときに御指摘のような、このい
う意味の建設的な事業を失業対策の対
象とする、それから今言われておりま
す公共事業も勿論その範疇に属するで
ありましようけれども今年及び来年の
ような、こういう情勢の下に特殊の形

で以て起きて来る失業問題の処理の方
式といたしましては、それだけでも足
りないのでありまして、ときにはこれ
はもう拾遺として、捨ててしまつても
構わないというのではありませんが、
こういう建設的な、他面に直接的に
相当の労働費というものが、失業者の
多い都市その他の地域において急速に
支拂われ、而もいつでも開始され、い
つでも止めることのできる、そういうた
機動性を持つたところの事業の面に相
当量が投ぜられるべく必要に迫られて
来るのではないかと申すのでありまし
て、それは只今申しました緊急失業対
策法に附随して起きるところの事業が
現状のままでいいとは思ひませんが、
それよりも重点を急速に機動性を以て
失業の発生に應じて、そうして処理し
て行けるような形の途を選ぶというこ
との考えの下に処して行きたい。大体
そういう考えを持つております。

○門屋盛一君　まあ大体分つたので
すが、このお考えは同じようなお考えな
んでございまして、ただ私の心配して
おることは、この失業対策が實際面に
何といふか、計画がどういふふう
に立つておるか。その計画をどうい
ふふうに遂行して行く準備があるかとい
うことが今の政府に対する一番心配の
点であります。大体失業者も出て来る
現状としまして、まあ当初企業整備
の方が後になるといふことがありまし
て、今度は企業の合理化は非常な急速
で速くなつて来ます。これが一つの
心配になつておること。行政整理では
智能的な人が先になるということにな
つておりますが、そこで失業対策の調査
というものは過去九二年余りの間内
閣は中絶しておるわけです。これが一

番遺憾な点であつたのですが、遅れて
おつたことは仕方ないとしても、今の
内閣では失業対策をどういふ機構で、
内閣の中に何か特別の機構でも構えて
横の連絡、縦の連絡を取つておるか
というのを聞きたいのであります。こ
も、それは一口に言えば赤字になりつ
ばなしの事業に金をかけてはいけな
いというところは、成程それはその通り
でありますから、赤字になりつばなし
ではいけないというところは分るので
すが、どういふ事業に金をかければ赤
字にならないで済むかということ、細
かい技術的な調査とこれと併行的な調
査をやらなければならぬ。これがで
きていない。實際はできていない。皆な
んです。それで緊急失業対策というの
は一應出て来る失業者を緊急に対策し
ておる間に、恒久的な失業対策という
は使いたくないんですが、過剰人口の
対策という方がいゝと思うのです
が、その対策を建てなければならぬ。
それがどうも遅れておるわけなんです
。更に今度の行政整理の面を見ます
と天引にどの役所で何割、これを減
すことになるので、まあこういう事業
も労働大臣の言われました基本産業の
電源の開発とか、道路、港灣、山林、
河川、又我々の考へておる新しい旅
館の大きな國營的な対策というよう
な問題は技術的な調査を要し、それか
ら経済面から見ても、これが何年か
のうちに後になつてどういふ基礎にな
るかという調査をやらなければならぬ。そ
ういふ大事な技術屋のあるプロックの
役所もあれば、又経済のエキスパート
の揃つておる役所もあるわけです。こ
れを十把一からげに頭から減して行
くという面が行政整理の面に現われて

おる。こういう点も労働大臣として
は、労働省の前身であつたところの厚
生省時代に臨時給與実施対策本部とい
うものを設けて、やや基本的な調査を
仕掛けたところが、内閣がやつて又新
憲法でいろいろ機構がやつてしまつた
のでそれができなくなつておる、その
なかつたまま二年間経つておるから
失業者はとつと出て来る、さあか
ろうとしても恐らく今の内閣には細か
い計画は立つていないと思ふ。立つて
おるとすれば、どういふ対策を立て
おるか、ただ公益事業をやられるとい
うのでなく、もう少し具体的に、電源
開発をどういふふうにするとか、輸出
産業の二十万人ぐらゐ、これは大きな
問題ではないと思ふ、貿易は基本産業
ではないのであつて、産業の結晶が貿
易になつて行かなければならぬので、
貿易を盛んにして、ローコストの商品
をつくるためには、基本産業を拡充し
て行かなければローコストの商品はで
きない、この点の企業対策がどの程度
に労働省でまゝとつておるか、その点
を労働大臣にお伺いしたい。

○國務大臣(鈴木正文君)　御指摘のよ
うな、例えば電源開発、それにつきま
しても技術的に何年で以てどれくらい
というふうな、綿密な計画を持つてか
かるべきであるというところは御指摘の
通りであります。今の内閣の考え方
においては、先程申しました四つの審議
会を、実は名前がそれ／＼變つており
まして、その中には失業対策審議会も
あります。綜合國土計画、それから税
制審議会これは別であります。北
海道殖産計画、これは実は質的には、
勿論積極的に國民経済の新しい拡充
という問題も終極的には含まれてくる

のですが、實質的には失業対策、御指
摘になりましたような失業対策の面か
ら失業対策審議会を中心として今の緊
急失業対策というものでだけでは足りな
いということと照し合せて、そう
して三つが連絡を取つて、そうして事
業を進めて行く、そういう建設的な面
の調査立案というふうなものがあるの
の審議会をやつて、失業対策審議会
の方は、労働省で以て従来持つてお
りますところの対策、そういうものを總
合して、審議会としての失業対策を決
定して行くという考えの下に進んでお
るのであります。敢て、完全な調査と
いうものが出来上つておるとまでは申
上げられませんが、そういう一
考への下に多くの技術的の關係、そし
て、單なる机上プランでなくて實際の
経験者、そういう人達を委員の人選
にも考慮して更にその下にはスタッフ
をつけまして御指摘のような具体性
を持つたところの計画、特に電源の開
発を中心として、それに附随する事業
というものの計画を進めて行くという形
で以て進めております。尚一應の数字
はある筈であります。これはむしろ
安本なりその他の方面が持つておるの
で、私もとき／＼聞いてはおりますけ
れども、私自身の手許には細かい基本
的なものはありませんけれども、別の
機会に聞いて頂ければ、或る程度具体
性を持つた調査計画というものを示し
得るかと思つております。労働省とい
ましては、それらの各官廳の機能を
總合いたしまして、そうして労働省自
身の持つておる従来の失業対策の方
法とを結び合せて、そうして當面的
な失業対策、さつきも申しましたよう
な最終的な長期の労働対策の二つを併

行的にやつて行きたいと思つておられます。

○門屋盛一君 今御説明のありましたように失業対策関係の委員会が三つできておるといふが、私のお尋ねしたいことは、まあこれは第一次吉田内閣のときは失業対策は厚生省が主管になりつて、そうして関係各省から委員がつてやつた、今度は委員会が三つできたといふけれどもこれはまだ人選の発表がありませんけれども、まあ露骨に申し上げれば、民自党の不平等をちよつと抑えつけたような委員会になつてしまつて、第一次に発表された委員の顔を見ても殆んど他の会派とか学識経験者として国会内で取つておるのは民自党の人だけがなつております。殊に労働問題というのは、民自党だけの問題でなく、一般国会全部の問題で、或いは国民全部に関係のある問題である。三つの委員会ができて、人選のいい悪いは別問題といたしまして、非常にいい人選をおやりになつても、三つの委員会がおの／＼完全に動いたとして、その失業対策を総合する役所はどこになるかといふことをお尋ねしておくと、この法案からいへば労働省がやるということになつておるのだが、現在の労働省の機構を見ましても、失業対策は一定局の仕事となつておる。これに対して各省でできたところの委員会を総合してやり得るだけの機能がないと思ふ。而も失業者は直ぐ／＼と押しよせて来るのに、その対策が遅れておるがこれはどうするの、こういうわけですか。

○國務大臣(鈴木正文君) 勿論失業問題でありまして、廣い意味において、幾つかの審議会ができたといふし

ましても、労働省がその推進の中心となつてやつていくといふことは當然だと思ふ。ただ実際の今やつておるのには緊急的な失業対策、この面は明確に、名実共に労働省がやつていくことは確かでありまして、全般的の問題につきましては、正直のところやはり労働省のみを以て措置し得るような性質の失業問題ではないと思ふ。労働省が当面の推進力となり、又当面の責任者という立場をとつて極力いたしますけれども、これは何と申しまして、政府全体、内閣全体の責任として、そうして財政の面からも、その他の計画の面からも総合的にやつていくのでなければとても今年明年のような失業に対する対策はとり得ないと思ふのであります。この点につきましても、やはり政府全体が協力を挙げてやるべき問題であり、労働省は遺憾ながら何と言いましても、言葉は少し生硬な熱かも知れませんが、そういう一つの全面的総合対策の面におきましては、幹事役の立場をとつて推進していくというのが立場だろうと思ふ。それ以上は御指摘のように現在の労働省の機構その他からして大きなものを、全部資金の面の力も、資材の面の力も纏つておらないのやるといふことはそれまではできない。そういう意味において労働省は努力する次第であります。廣い意味の推進力は内閣全体の責任であるといふふうに考えております。

○門屋盛一君 失業対策に關すること、はいずれ文他の機会に総理及びその他の関係閣僚に質して置く必要がありまうのでございまして、置きまして、労働大臣としてお答え願いたいこと

は、四月から九月の間に生ずるところの四十万人の行政整理対象の失業者、それから企業合理化で来る方は非常に予定が立ちにくいでしょうが、その四十万人の人間は主として筋肉労働者でない労働者が失業するのですが、これの本来の対策はどういふふうにお考えですか。もうちよつと言いますと、直ぐ出て来る者は失業保険法で或る期間

は賄えるのでしようが、その間にどういふ方面にどういふふう吸収させるということはお考えになつたことがありませんか。

○國務大臣(鈴木正文君) 失業保険の方は、主として民間から出て来る失業者を対象としておるのであつて、行政整理の方は失業保険に代るものが退職金になるだらうと思ふ。ただ最低の線が失業保険の最低の線よりも少いというふうな場合には、そこまで引上げて退職金を支拂うべきだといふようなことを主として今考えております。要するにそうなるだらうと思ふ。そうして失業保険で以て七ヶ月ならば七ヶ月……そうすると行政整理の面から出て来る人と大体平均してその程度の退職金は貰える。もう少し多くなるかも知れませんが、もう少し多くそれを最終雇用面に持つていく。そうすると今申しましたように、中間的な失業対策といふものが必要になつて来ます。御指摘の通り行政整理の面から出る筋肉労働には向かないところの知識階級といふものの失業対策は、同じ緊急失業対策であつても、亦そこに一般的なものとは相当違つたものが考えられなければならないといふことも考えております。労働省が今まで実行しておりました、つまり昨年六億円

くらい、今年八億八千万円あります。あの資金によつて実行しておつたところの失業対策は、殆んど大部分今の範疇に属するものでありまして、知識階級或いは特殊の技術的な人達を要請するといふ方面の問題にせられておるわけでありまして、この面を拡充して行く。そうして同時に新しい建設事業なり都市の建設なりといふものに對しましては、その調査的の事業、附隨的の事業といふふうな面に、これを段階的に吸収して行く。そうして最終的には新しく現れて来る雇用面にこの人達を入れて行くといふ外にはないと思ふ。先程言ひましたけれども、今年度内に産業界に予定されるところの新雇用の雇用面の増大は四十万と言ひましたけれども、今日計画の下に安本その他で以て立案しておるその計画によりまして、來年度に至りますといふと、百万或いは百万人くらいの新しい雇用者を望み得るといふ見通しになつておる。現実にはその雇用場が開かれるまで、この人達を数ヶ月と言ひますが、その間何とかして失業保険と緊急失業対策、こういうものの運用によつて維持して行くといふ……中間的のときが苦しいのでありまして、今申しましたように行政整理から生れて来るところの知識的失業者といふものは、從來労働省がやつておりました、公共事業でやつておりましたあの失業対策、あれを中心としたもので、新しい財政的措置によつてこれを拡充して、そうしてやつて行く。そういふふうにお考えしております。尚その細かい項目、そういう事業をやつておるか、計画しておるか、從來やつたか、又やろうとしておるか

という問題、細目の点については政府委員より失業に対する一應の今までの経験と、これからの立案はある筈でありますから、適宜説明して頂きたいと思ひます。

○門屋盛一君 今、そこまで来ると、この用意のなかつた行政整理と、企業の合理化といふことの馬脚を現わして来た形ですが、この失業対策といふことが第一次吉田内閣以來ずっと計画が立てられて来たものであれば、本當の失業者を出さないところの行政整理である。企業の合理化でなくして日本の再建といふことはできない。そこがこの内閣が準備なくしてこれに着手するといふ、例えばもう麻酔薬も輸血の準備もせずに手術に掛つたといふ結果なんです、この手術の結果が、非常に我々が心配して見守らなければならぬのです。併しこれは政府だけの責任ではないので、国民全部がこれに協力しなければならぬと考へておる。言ひますが、行政整理を実行される上から言ひまして、例えばこの電源開発という面に、開発だけでも本當に電源をどういふふうになるか、又この事業をどこから着手してどういふふうに進めて行くか、どういふ資材が要るか、工費が幾ら掛かるか、それが何年後にどういふ結果を生んで来るかといふことを言へばです。今の行政整理四十万といふ中で、十万人くらいは電源開発と道路の開発、改良、それからあとに述べますところの労働者の能率及びその他の行政処理とかといふものに、十万人くらいは失業者にせよにそれらの調査の方に振り向ける。振り向ける方が先でなければならぬ。調査なしにやるから……私はね、もう行つたとき

て、幾つかの審議会ができたといふし

労働大臣としてお答え願いたいこと

行しておりました、つまり昨年六億円

從來やつたか、又やろうとしておるか

やるから……私ね、もう行つたとき

空を脱いで行きあたりばつたりの結果になるのじやないかと思ひますが、そういうことはありませんか。

うもの、行政整理をやらぬ前に活用して置かなかつたから、計画を先に立てて置いてやらなければいかんというので、今からでも閣議なんかで強力に御突つ張り願ひたいと思う。一例を挙げますと、運輸省なんか成るほど往年二十四、五万人でやつていたのが今六十万人入るということはいふのです。若干の整理は要しますが、運輸省が運輸省関係の仕事で、二年前からその計画を開始いたしましたならば、殆んど配置転換でそれは一人も失業者を出さなくてやつて行けるというふうな方法がある。それを天引きに首を切るという行政整理は非常に危いと思う。これは企業対策の問題から行政整理のところまで行つて、少しは飛躍し過ぎたおるかも知れないから今日はこれくらいで保留しまして、後委員の方へ失業対策の一般の問題或いは専門的の問題について又閣議大臣の答弁をお願いいたします。一應これで。

説明員の発言を許可して差支ございませんでうか。

がどういふ内容の事業であるかということを決めたいしまたために、予め経済安定本部総務長官と協議いたすことになっております。経済安定本部総務長官は労働大臣から失業者の発生する地点、失業者の数、又どういふ失業者が出るかというふうなことを提示を受けました場合には、現在行われております公共事業の状況と併せまして、どういふ内容の失業対策事業を起し、たがよい、失業対策事業の種目を選びまして、それを労働大臣に提示するというふうなことになるわけでありまして、そうしまして後、労働大臣と経済安定本部総務長官とは互に協議の上、具体的などの地点にどういふ種目の失業対策事業を起すかというのを予め決定いたして置くわけでありまして、従いまして先程委員長からお尋ねがありました、資料の面等につきましては経済安定本部におきまして、予めその点を考慮して事業種目の選定をいたすということができることになっております。尚失業対策事業と雖も、勿論でき得る限り経済的効果のある事業を選ぶべきものであります。この点も経済安定本部総務長官において十分考慮するということになります。こういうふうなことにいたしまして、具体的に失業対策事業が決定いたしますと、労働大臣はその事業の開始等につきまして失業の状況と脱み合せて実施するということになっております。

から失業対策事業といたしまして実施されるようになりまして、目下進めております段階におきましては各地方からまあどういふ事業をやりたいかとか、先程申し上げました雇用及び失業の情勢を各地方においてどういふ状況であるかというのを、各府県、各都市と労働省におきまして、目下調査いたしまして大抵現在まで、又いろいろな統計資料に基づきまして、どの地点にどういふ失業者が出て来るかというふうな内容、失業者の数につきまして、大体固まつておるという段階になつておりました、具体的な事業内容につきましては先程申し上げましたような手続に從ひまして、この法案が成立いたしました際には、経済安定本部と協議の上決めるようにと考えております。

○委員長(山田節男君) 今のは海老塚説明員。それでは海老塚説明員。○説明員(海老塚政治君) 緊急失業対策法案によりまして、今般の失業対策事業の計画は大体次のような順序で決められることになっております。第一番目に、失業対策事業は、失業者を吸収することを主眼とする事業でございまして、何処にどういふ失業者が、いつどのくらい発生するであろうかというのを労働大臣は調査しなければならぬわけでありまして、この方法といたしまして、労働省ですすでに雇用状態調査、或いは毎日勤労統計等で失業者の状況をいろいろ調査いたしておるのでもございしますが、又内閣におきまして労働の調査等を実施いたしまして、各地方における失業の状況と、失業或いは雇用の全般的情勢を把握し得るようになっております。今後はこの調査をいよいよ充実いたしまして、具体的に以上申し上げました失業及び雇用の状態を把握いたすことになつたと思つておられます。そういういたしました調査の結果に基づきまして、どの地点にどういふ失業対策事業を起すべきであるかということをお労働大臣は決めることになつております。目下考えておられます段階におきましては、概ね四半期ごとにそういう計画を作つたならばよいのではないかと、いうふうな考えておられるわけにございしますが、そうして極く失業の多い地域に失業対策事業を、どの程度の規模の失業対策事業を起すかということをお労働大臣が決めた後は、その事業

○委員長(山田節男君) 今のは海老塚説明員。それでは海老塚説明員。○説明員(海老塚政治君) 緊急失業対策法案によりまして、今般の失業対策事業の計画は大体次のような順序で決められることになっております。第一番目に、失業対策事業は、失業者を吸収することを主眼とする事業でございまして、何処にどういふ失業者が、いつどのくらい発生するであろうかというのを労働大臣は調査しなければならぬわけでありまして、この方法といたしまして、労働省ですすでに雇用状態調査、或いは毎日勤労統計等で失業者の状況をいろいろ調査いたしておるのでもございしますが、又内閣におきまして労働の調査等を実施いたしまして、各地方における失業の状況と、失業或いは雇用の全般的情勢を把握し得るようになっております。今後はこの調査をいよいよ充実いたしまして、具体的に以上申し上げました失業及び雇用の状態を把握いたすことになつたと思つておられます。そういういたしました調査の結果に基づきまして、どの地点にどういふ失業対策事業を起すべきであるかということをお労働大臣は決めることになつております。目下考えておられます段階におきましては、概ね四半期ごとにそういう計画を作つたならばよいのではないかと、いうふうな考えておられるわけにございしますが、そうして極く失業の多い地域に失業対策事業を、どの程度の規模の失業対策事業を起すかということをお労働大臣が決めた後は、その事業

○委員長(山田節男君) 今のは海老塚説明員。それでは海老塚説明員。○説明員(海老塚政治君) 緊急失業対策法案によりまして、今般の失業対策事業の計画は大体次のような順序で決められることになっております。第一番目に、失業対策事業は、失業者を吸収することを主眼とする事業でございまして、何処にどういふ失業者が、いつどのくらい発生するであろうかというのを労働大臣は調査しなければならぬわけでありまして、この方法といたしまして、労働省ですすでに雇用状態調査、或いは毎日勤労統計等で失業者の状況をいろいろ調査いたしておるのでもございしますが、又内閣におきまして労働の調査等を実施いたしまして、各地方における失業の状況と、失業或いは雇用の全般的情勢を把握し得るようになっております。今後はこの調査をいよいよ充実いたしまして、具体的に以上申し上げました失業及び雇用の状態を把握いたすことになつたと思つておられます。そういういたしました調査の結果に基づきまして、どの地点にどういふ失業対策事業を起すべきであるかということをお労働大臣は決めることになつております。目下考えておられます段階におきましては、概ね四半期ごとにそういう計画を作つたならばよいのではないかと、いうふうな考えておられるわけにございしますが、そうして極く失業の多い地域に失業対策事業を、どの程度の規模の失業対策事業を起すかということをお労働大臣が決めた後は、その事業

○委員長(山田節男君) 今のは海老塚説明員。それでは海老塚説明員。○説明員(海老塚政治君) 緊急失業対策法案によりまして、今般の失業対策事業の計画は大体次のような順序で決められることになっております。第一番目に、失業対策事業は、失業者を吸収することを主眼とする事業でございまして、何処にどういふ失業者が、いつどのくらい発生するであろうかというのを労働大臣は調査しなければならぬわけでありまして、この方法といたしまして、労働省ですすでに雇用状態調査、或いは毎日勤労統計等で失業者の状況をいろいろ調査いたしておるのでもございしますが、又内閣におきまして労働の調査等を実施いたしまして、各地方における失業の状況と、失業或いは雇用の全般的情勢を把握し得るようになっております。今後はこの調査をいよいよ充実いたしまして、具体的に以上申し上げました失業及び雇用の状態を把握いたすことになつたと思つておられます。そういういたしました調査の結果に基づきまして、どの地点にどういふ失業対策事業を起すべきであるかということをお労働大臣は決めることになつております。目下考えておられます段階におきましては、概ね四半期ごとにそういう計画を作つたならばよいのではないかと、いうふうな考えておられるわけにございしますが、そうして極く失業の多い地域に失業対策事業を、どの程度の規模の失業対策事業を起すかということをお労働大臣が決めた後は、その事業

○委員長(山田節男君) 今のは海老塚説明員。それでは海老塚説明員。○説明員(海老塚政治君) 緊急失業対策法案によりまして、今般の失業対策事業の計画は大体次のような順序で決められることになっております。第一番目に、失業対策事業は、失業者を吸収することを主眼とする事業でございまして、何処にどういふ失業者が、いつどのくらい発生するであろうかというのを労働大臣は調査しなければならぬわけでありまして、この方法といたしまして、労働省ですすでに雇用状態調査、或いは毎日勤労統計等で失業者の状況をいろいろ調査いたしておるのでもございしますが、又内閣におきまして労働の調査等を実施いたしまして、各地方における失業の状況と、失業或いは雇用の全般的情勢を把握し得るようになっております。今後はこの調査をいよいよ充実いたしまして、具体的に以上申し上げました失業及び雇用の状態を把握いたすことになつたと思つておられます。そういういたしました調査の結果に基づきまして、どの地点にどういふ失業対策事業を起すべきであるかということをお労働大臣は決めることになつております。目下考えておられます段階におきましては、概ね四半期ごとにそういう計画を作つたならばよいのではないかと、いうふうな考えておられるわけにございしますが、そうして極く失業の多い地域に失業対策事業を、どの程度の規模の失業対策事業を起すかということをお労働大臣が決めた後は、その事業

空を脱いで行きあたりばつたりの結果になるのじやないかと思ひますが、そういうことはありませんか。

○委員長(山田節男君) 今のは海老塚説明員。それでは海老塚説明員。○説明員(海老塚政治君) 緊急失業対策法案によりまして、今般の失業対策事業の計画は大体次のような順序で決められることになっております。第一番目に、失業対策事業は、失業者を吸収することを主眼とする事業でございまして、何処にどういふ失業者が、いつどのくらい発生するであろうかというのを労働大臣は調査しなければならぬわけでありまして、この方法といたしまして、労働省ですすでに雇用状態調査、或いは毎日勤労統計等で失業者の状況をいろいろ調査いたしておるのでもございしますが、又内閣におきまして労働の調査等を実施いたしまして、各地方における失業の状況と、失業或いは雇用の全般的情勢を把握し得るようになっております。今後はこの調査をいよいよ充実いたしまして、具体的に以上申し上げました失業及び雇用の状態を把握いたすことになつたと思つておられます。そういういたしました調査の結果に基づきまして、どの地点にどういふ失業対策事業を起すべきであるかということをお労働大臣は決めることになつております。目下考えておられます段階におきましては、概ね四半期ごとにそういう計画を作つたならばよいのではないかと、いうふうな考えておられるわけにございしますが、そうして極く失業の多い地域に失業対策事業を、どの程度の規模の失業対策事業を起すかということをお労働大臣が決めた後は、その事業

○委員長(山田節男君) 今のは海老塚説明員。それでは海老塚説明員。○説明員(海老塚政治君) 緊急失業対策法案によりまして、今般の失業対策事業の計画は大体次のような順序で決められることになっております。第一番目に、失業対策事業は、失業者を吸収することを主眼とする事業でございまして、何処にどういふ失業者が、いつどのくらい発生するであろうかというのを労働大臣は調査しなければならぬわけでありまして、この方法といたしまして、労働省ですすでに雇用状態調査、或いは毎日勤労統計等で失業者の状況をいろいろ調査いたしておるのでもございしますが、又内閣におきまして労働の調査等を実施いたしまして、各地方における失業の状況と、失業或いは雇用の全般的情勢を把握し得るようになっております。今後はこの調査をいよいよ充実いたしまして、具体的に以上申し上げました失業及び雇用の状態を把握いたすことになつたと思つておられます。そういういたしました調査の結果に基づきまして、どの地点にどういふ失業対策事業を起すべきであるかということをお労働大臣は決めることになつております。目下考えておられます段階におきましては、概ね四半期ごとにそういう計画を作つたならばよいのではないかと、いうふうな考えておられるわけにございしますが、そうして極く失業の多い地域に失業対策事業を、どの程度の規模の失業対策事業を起すかということをお労働大臣が決めた後は、その事業

○委員長(山田節男君) 今のは海老塚説明員。それでは海老塚説明員。○説明員(海老塚政治君) 緊急失業対策法案によりまして、今般の失業対策事業の計画は大体次のような順序で決められることになっております。第一番目に、失業対策事業は、失業者を吸収することを主眼とする事業でございまして、何処にどういふ失業者が、いつどのくらい発生するであろうかというのを労働大臣は調査しなければならぬわけでありまして、この方法といたしまして、労働省ですすでに雇用状態調査、或いは毎日勤労統計等で失業者の状況をいろいろ調査いたしておるのでもございしますが、又内閣におきまして労働の調査等を実施いたしまして、各地方における失業の状況と、失業或いは雇用の全般的情勢を把握し得るようになっております。今後はこの調査をいよいよ充実いたしまして、具体的に以上申し上げました失業及び雇用の状態を把握いたすことになつたと思つておられます。そういういたしました調査の結果に基づきまして、どの地点にどういふ失業対策事業を起すべきであるかということをお労働大臣は決めることになつております。目下考えておられます段階におきましては、概ね四半期ごとにそういう計画を作つたならばよいのではないかと、いうふうな考えておられるわけにございしますが、そうして極く失業の多い地域に失業対策事業を、どの程度の規模の失業対策事業を起すかということをお労働大臣が決めた後は、その事業

○委員長(山田節男君) 今のは海老塚説明員。それでは海老塚説明員。○説明員(海老塚政治君) 緊急失業対策法案によりまして、今般の失業対策事業の計画は大体次のような順序で決められることになっております。第一番目に、失業対策事業は、失業者を吸収することを主眼とする事業でございまして、何処にどういふ失業者が、いつどのくらい発生するであろうかというのを労働大臣は調査しなければならぬわけでありまして、この方法といたしまして、労働省ですすでに雇用状態調査、或いは毎日勤労統計等で失業者の状況をいろいろ調査いたしておるのでもございしますが、又内閣におきまして労働の調査等を実施いたしまして、各地方における失業の状況と、失業或いは雇用の全般的情勢を把握し得るようになっております。今後はこの調査をいよいよ充実いたしまして、具体的に以上申し上げました失業及び雇用の状態を把握いたすことになつたと思つておられます。そういういたしました調査の結果に基づきまして、どの地点にどういふ失業対策事業を起すべきであるかということをお労働大臣は決めることになつております。目下考えておられます段階におきましては、概ね四半期ごとにそういう計画を作つたならばよいのではないかと、いうふうな考えておられるわけにございしますが、そうして極く失業の多い地域に失業対策事業を、どの程度の規模の失業対策事業を起すかということをお労働大臣が決めた後は、その事業

んか検討する余地がない。だからこれ
で国民から非常に重税を課して押上
げた金でやるならば、行きあたりばつ
たりの失業対策で金を使うならば、曾
ての浜口内閣の失業対策事業と何ら変
つたことはない。政府に言われると四十
万近い官公吏が余つておる。四十万近
い官公吏が余つておるならば、配置を
うまくやつたらばというが、そんな計
画は即座に今立つておらん。この行政
整理をやろうとか、この経済九原則と
いうのはずつと以前に溯れば、去年の
前から、ずつと前十月になる前から
の、去年七月から示されておるのであ
る。経済九原則ということが示されて
からでもやがて半年になる。その間に
一つも対策をとつていない。何でも腫
れ物が段々腫んで来る。腫んで来たか
ら切らう、今の説明を聞いておると、
どこまで腫んで来るか分らんから切る
ことも、腫れもつて行き場も考えてい
ないと同じことになる。併しまあ政務
次官に一つお尋ねしますが、現在の公
共事業課長の説明されたくらのこと
で、直面上おる失業対策が労働省と
してやつて行ける自信があるかどうか。

○政府委員(宿谷繁一君) それはな
な門屋議員の御質問の点は非常にむ
ずかしい問題ですが、今政府委員の方
から、失業対策課長から御説明申し上げ
たうちで、今度の予算が通りました場
合に、この労働省の自由でできるとい
う金が極く僅かですけれども、これは
八億八千万円ばかりさつき大臣が御説
明したうちにもあるのですが、この分
の行使については各地方々の失業
が非常に出るようなところに、成るべ
く資料を使わないで事業を起した部分

に対して五〇％出そうというようなこ
とは、これは労働大臣だけでできるこ
とですが、その外の問題につきまして
は第一四半期の公共事業の計画が、各
省から集つたものを目下安本で検討し
ておる所でありまして、で夫業者をそ
の中へ強力に入れて行こう、こちらが
発言をして入れて行こうというものが、
この失業対策の今の御審議を願つてお
る法律のうちなんです、勿論門屋議
員のおつしやつておるの、實際面
についての御質問であるし御心配であ
ると思ひます。これは私も至極同感で
して、この出て来る失業者全部を労働
省として心配なく就職させるかとか
というような点につきましては、まあ
政府も公共事業及び失業対策費として
も、もつと大きな計画を持つておつた
のですが、御存じの通りのように予算
の結果が相成つたのであります。併し
非常な混乱というものは生じさせない
ようにできるだけですね、政府全体が
全力を挙げて何とか救済して行こうと
いうことなんです、然らばその具体
策をどれとれを持つておるかという
ことについては、今安本の計画をして
おります第一四半期分によつて現れて
来るものが、大体去年の予算と、今年
の予算と、公共事業費というものは、
余り大して実質面ではなさそうなん
ですが、結局さつき大臣が申されたよ
うにやはり輸出産業を起し、その他事
業を起しつづつそれに吸収して行くとい
う外には、根本的には途がないのじやな
い、かというふうにも私も考えておりま
す。労働省としまして、この失業者
が實際生活に困窮するといふようなこ
とともうとも堪えられないことで、
失業救済事業といふものはやはり消極

的な問題ですから、是非恒久的な方向
へすべての失業対策事業を向けて行く
ことの方が將來のためによろしい、そ
んなふうに思つております。

○門屋議員(政務次官の御答弁も大
分いろいろ外れてしまつたのでありま
すが、大体この緊急失業対策法ができ
ればやるということ、今失業対策課
長は言われておる。又この提案理由の
中にもはつきり書いてあるので、失業
情勢に対処して失業者吸収を主たる目
的として労働省の樹立したる計画に基
いてこれを行うといふことがはつきり
書いてあるし、又その次の説明の中に
も失業対策事業は労働省が一貫してこ
れを見て行くといふことが書いてあ
る。であるから私にせういふことので
きるような組織を、この法案は遠から
ず通るでしよう。通つた場合にはどう
いう機構によつてそれをやつて行くの
かといふことの御説明を願ひたい。今
のように安本が各省から公共事業費を
集めてそれを見て、それに対して労働
大臣がどれだけの指示権があるのか。
どういふ機構でこれを労働省が一本に
纏めて行くのか。

○説明員(海老塚政治君) 突けばあ
の法案の内容になるわけでございますが
が、公共事業に失業者を吸収しますた
めには、失業者吸収率といふのが、昨
年の五月か、だつたと思ひますがす
でに定められておるわけでございます。
それは各事業種目によりまして、ど
の事業はその使用する非熟練労働者の
中から何％が公共職業安定所が紹介す
る失業者を雇入れなければいけない
といふようなことになつておるわけで
ございまして、この法律におきまして
も、そのことをはつきり法律を以て今

般定められるようになっておるわけで
あります。でありますから、この法律
によりまして更に嚴重に且つ徹底的に
できるだけ失業の情勢に應じて、又事
業の内容も勿論考慮しなければいけませ
んけれども、失業者吸収率の設定によ
りまして失業者の吸収が図られる。で
この失業者の吸収率は労働大臣が経済
安定本部事務局長と協議して定めると
いふようなことになつております。で
ありますから、どういふ率を決めるか
といふことは、これは労働大臣が決
めるわけでございますが、その内容的に
は昨年の五月頃からそれと同様の
ことが行われておるわけでありますし
て、今後失業の情勢に應じて、或い
はその率をもう少し高くするとかい
ふようなことは考えられますが、引續き
公共事業につきましては、そういうこ
とによつて失業者の吸収を図つて行
きたいといふふうに考えております。こ
れは労働大臣が経済安定本部事務局長
と協議の上率を決めることができるの
であります、その率に該當する数の
労働者は失業の状況に應じて、公
共職業安定所の紹介したものでなけれ
ば使用してはならないといふふうにな
つております。それから失業対策事業
につきましても、先程私にこの法律が
できましたときの状態を御説明申し上げ
たのでございしますが、先程大臣からお
話がありました通り、この八億八千万
円という経費は実は昨年度からの引繰
きの事業でございまして、各地方々々
に大体予算が内定いたしましたので、
現にすでに大体の見込に基きまして実
際は府縣の裁量でそれ／＼やつて行く
といふ状況でございまして附加えて
置きます。

○門屋議員(山田節男君) 私からもう一
つ御質問しますが、職業安定法の一部
改正法案、この主眼の一つになつてお
る学生、生徒新規卒業者の職業紹介、
これは私實際この調査して見て現在で

○政府委員(宿谷繁一君) 門屋委員の
失業対策に対する特別な機關を労働省
の中へ作つて大きな問題をやるかどう
かという御質問なんです、只今安定局
組織でやるといふことはまだ話
題に上つておりません。ただこの法律
ではすでに御存じだろふと思ひます
が、緊急対策の失業対策の法律は、失
業者を労働省の意見によつて、それだ
けで発官権はこれによつて強く持てる
わけでありまして、これで労働省は非
常に前進だといふふうには考えており
ません。

○門屋議員(宿谷繁一君) 門屋委員の
失業対策に対する特別な機關を労働省
の中へ作つて大きな問題をやるかどう
かという御質問なんです、只今安定局
組織でやるといふことはまだ話
題に上つておりません。ただこの法律
ではすでに御存じだろふと思ひます
が、緊急対策の失業対策の法律は、失
業者を労働省の意見によつて、それだ
けで発官権はこれによつて強く持てる
わけでありまして、これで労働省は非
常に前進だといふふうには考えており
ません。

○門屋議員(山田節男君) 私からもう一
つ御質問しますが、職業安定法の一部
改正法案、この主眼の一つになつてお
る学生、生徒新規卒業者の職業紹介、
これは私實際この調査して見て現在で

○門屋議員(宿谷繁一君) 門屋委員の
失業対策に対する特別な機關を労働省
の中へ作つて大きな問題をやるかどう
かという御質問なんです、只今安定局
組織でやるといふことはまだ話
題に上つておりません。ただこの法律
ではすでに御存じだろふと思ひます
が、緊急対策の失業対策の法律は、失
業者を労働省の意見によつて、それだ
けで発官権はこれによつて強く持てる
わけでありまして、これで労働省は非
常に前進だといふふうには考えており
ません。

も公共職業安定所は、学校卒業生に対して非常に努力しておる、それに今度新たにこれによつて学校に職業紹介事業を行わしめて、一体どういふ特色を持つてやり得るのか、と申上げるのは現在の地方における公共職業安定所では、今度小学校を出る者、或いは新制中学を出る者、女子に関しては割合に求人がある、問題は男子の新規卒業生、殊に小学校、新制中学これはもう絶対に求人がないといつてもいいから、そういう状況からこれを見ると学校が職業紹介を行うという場合にも、主たる対象はこの男子の生徒の職業紹介が最も重要になるのじゃないかと思ふのであります。そういうことになつて来て今職業安定所で全力を盡してやつておるにも拘わらず労働市場がない、それを学校を以て職業紹介を行なわねばどういふ利権があるのか、この点を一立案に當つて目的とされた具体的な点、少く御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(江下孝君) 只今委員長から御話になりました学生、生徒及び学校卒業生の職業問題でございますが、お話を通り女子に對する求人はいくつか多いのでございますが、男子に對する求人は非常に少く、この間非常にアンバランスになつておるのであります。現在におきまして、従ひまして公共職業安定所は女子もございまして、主として男子の方に重点を置きまして求人開拓を盛んに実施をいたしまして、何とかうまくこの求人と求職の結合を図つて行きたいといふことで努力をいたしておりますので、この法律で学校にこの職業紹介の一部を行はしめるといふことを明確にさせました

のは、我は從來も勿論学校の協力を得まして職業安定所が中心になりまして、学生、生徒の職業紹介をやつておつたのでありますけれども、法律的に申上げますと、從來学校ははつきり職業紹介事業をやれる権能を持つていなかったのでございます。この安定法の改正によりまして、学校は二つの方法で職業紹介事業をやれることになつたわけであります。一つは学校が職業紹介事業を独立して行つておるわけであります。その場合は一般の民間の職業紹介業者と同じ建前になるわけでございまして、從來はこの学校が行います場合といひましても、これは一般の場合と同様に労働大臣の許可が必要であるといふことになつておりました。併しなから学校の公共的な性質に鑑みまして、許可といふことは適當ではないといふことのたために、特にこの法律では学校が職業紹介事業を行つたとき、労働大臣に届出をすることによつて行うことができるというのを書きまして、その間の解釈を明確にいたしましたわけでございまして、従ひまして今後学校が職業紹介事業を行う、例えば大学や高等学校が自分の学生、生徒、或いは卒業生の職業紹介を行つたといふ場合には、政府の監督の下に学校が独立しまして、職業紹介事業を行うことができるといふことには、はつきりいたしましたので、安定所の足りないところを学校にもやつて貰いたいといふことを先ず第一に考えたわけでございまして、第二番目といたしましては、比較的低い程度の学校、中等学校以下の学校に該当すると思ひますが、学校に職業安定所の業務の一部を分担して貰うという考え方でございまして、即ち学

生、生徒の求職の受付、求人の受理、或いは延びては必要な場合には紹介までも学校でやつて貰いたい、公共職業安定所の業務として学校にやつて貰う、こういう建前で私共考えておるわけでございまして、つまり前の場合におきましては、職業紹介事業を学校が独立して行つた場合には安定所の一部業務を行つたという建前で実施をして参る。そういういたしましてつまり学生、生徒の就職の深刻化に對処しまして、学校といふものを積極的に安定所の中に法的にも取入れまして、そうして成績を上げて行こう。從來ははつきりその点がなかつたために学校の協力といふものが非常に曖昧な点もございまして、又学校に對しまして我々が協力を求めたとしても困難な場合もありました、学校が出過ぎる場合といふこともあります。そういう点が非常に不明確でありました。今回は両方の行き方によりまして、その学校の特質に應ずるような方法で学生、生徒の職業紹介をやつて行く、公共職業安定所と相携へましてその完璧を期するといふ、こういう実は建前にしておる。從來もや／＼してありました点、今回ははつきりしたといふことが、主なる狙いでございまして。

○委員長(山田節男君) そうすると職業安定所で労働市場を開拓するより、新規の卒業生に對する限りは、学校の方で開拓した方が非常に容易だ、こういうつもりですか。

○説明員(江下孝君) 最初に申上げました方法でございまして、これは職業紹介事業を学校が独立して行ないます場合、この場合はまあ学校が求人も求職も受け付けまして、紹介もいたしまして、必要なら求人を開拓することもあり得ると思ひます。併し後の場合比較的低学年の場合、学校が安定所の業務の一部を分担して行なうという場合は、これは学校は比較的、公共職業安定所の補助機関でありまして、求人求職の受理、そうして学生生徒中に求職がありましてそれを受理して、そうしてこの人はこういう点が向くといふことを公共職業安定所の方に連絡して貰う。安定所はそういうものを預かしまして、やはり求人開拓を実施して就職の結合に當る。大体私共の考へておりますのは、こういう構想であります。

○委員長(山田節男君) 只今労働政府委員がお見えになりましたが、何か総合的なことについて御質問はありますか。御質問がないようでありまして、次に次にお諮りしたいのであります。更に労働組合法改正案並びに労働法の改正案も出ておりますので、実はこの法案の逐條説明を順次局長からして頂きたいのですが如何でしょうか。

○門屋盛一君 私の方ではまた労働大臣の答弁のはつきりしない点が多いのでござい。

○委員長(山田節男君) 先程も申上げましたように急に法案がたぐきん重なつて提出されましたし、尙更にもう二法案が出る予定になつておりますから、会期が来月の十五日までとすれば、一つなるべく早くこの審査を進めて頂きたい。今の門屋委員の御提案は、又一つ労働大臣に次に出て頂きたい、今日他の閣僚、或いは総理大臣と相談して御答弁願う、そういうことで保留させて置いて、一つ逐條説明をしてなるべく審査を早くしたいと思ふのでござい、この点について皆さんの御意見は如何でございましょうか。

○竹下重次郎 門屋委員の御意見、総理的な大臣に對する質問も残りのようでありまして、順序としてはそつちを済ましてから逐條審議に入る。説明を承るのが本當だと思ひますけれども、併し今日はもう大臣も恐らくここにおいで下さる時間もないのだからと察せられますし、幸い政務次官や局長もお見えになつておりますから、この時間を利用する意味において、先ず逐條の御説明を承つたらどうかと思ひ考へます。

○門屋盛一君 逐條説明を受けるといふことは結構ですけれども、会期のないうちに法案がたぐきん出ているから、何でも逐條説明を早くやらねばならぬという建前ならば僕は反対なんだ。会期のないのは分つてゐるんだし、大体会期はない苦なんですよ。延長したからあるんだが、こんなものは出さん、政府が悪いんだ。それがため我々は十分な総合的な質疑も済まん先に、審議の順序として逐條審議に入るといふことはどうも面白くないと思ふ。けれどもまあ勉強してやれといふならやつてもいい。

○委員長(山田節男君) では職業安定法の一部を改正する法律案と、緊急失業対策法案、これに對する逐條説明を簡単にお願いしたいと思ひます。が、御異議ございせんか。それでは一つ労働政府委員。

○政府委員(齋藤邦吉君) 委員長からお話がありましたので成るべく簡単に御説明申上げたいと思ひます。其だ恐

○説明員(江下孝君) 只今委員長から御話になりました学生、生徒及び学校卒業生の職業問題でございますが、お話を通り女子に對する求人はいくつか多いのでございますが、男子に對する求人は非常に少く、この間非常にアンバランスになつておるのであります。現在におきまして、従ひまして公共職業安定所は女子もございまして、主として男子の方に重点を置きまして求人開拓を盛んに実施をいたしまして、何とかうまくこの求人と求職の結合を図つて行きたいといふことで努力をいたしておりますので、この法律で学校にこの職業紹介の一部を行はしめるといふことを明確にさせました

○委員長(山田節男君) そうすると職業安定所で労働市場を開拓するより、新規の卒業生に對する限りは、学校の方で開拓した方が非常に容易だ、こういうつもりですか。

○説明員(江下孝君) 最初に申上げました方法でございまして、これは職業紹介事業を学校が独立して行ないます場合、この場合はまあ学校が求人も求職も受け付けまして、紹介もいたしまして、必要なら求人を開拓することもあり得ると思ひます。併し後の場合比較的低学年の場合、学校が安定所の業務の一部を分担して行なうという場合は、これは学校は比較的、公共職業安定所の補助機関でありまして、求人求職の受理、そうして学生生徒中に求職がありましてそれを受理して、そうしてこの人はこういう点が向くといふことを公共職業安定所の方に連絡して貰う。安定所はそういうものを預かしまして、やはり求人開拓を実施して就職の結合に當る。大体私共の考へておりますのは、こういう構想であります。

○委員長(山田節男君) 只今労働政府委員がお見えになりましたが、何か総合的なことについて御質問はありますか。御質問がないようでありまして、次に次にお諮りしたいのであります。更に労働組合法改正案並びに労働法の改正案も出ておりますので、実はこの法案の逐條説明を順次局長からして頂きたいのですが如何でしょうか。

○門屋盛一君 私の方ではまた労働大臣の答弁のはつきりしない点が多いのでござい。

○委員長(山田節男君) 先程も申上げましたように急に法案がたぐきん重なつて提出されましたし、尙更にもう二法案が出る予定になつておりますから、会期が来月の十五日までとすれば、一つなるべく早くこの審査を進めて頂きたい。今の門屋委員の御提案は、又一つ労働大臣に次に出て頂きたい、今日他の閣僚、或いは総理大臣と相談して御答弁願う、そういうことで保留させて置いて、一つ逐條説明をしてなるべく審査を早くしたいと思ふのでござい、この点について皆さんの御意見は如何でございましょうか。

○竹下重次郎 門屋委員の御意見、総理的な大臣に對する質問も残りのようでありまして、順序としてはそつちを済ましてから逐條審議に入る。説明を承るのが本當だと思ひますけれども、併し今日はもう大臣も恐らくここにおいで下さる時間もないのだからと察せられますし、幸い政務次官や局長もお見えになつておりますから、この時間を利用する意味において、先ず逐條の御説明を承つたらどうかと思ひ考へます。

○門屋盛一君 逐條説明を受けるといふことは結構ですけれども、会期のないうちに法案がたぐきん出ているから、何でも逐條説明を早くやらねばならぬという建前ならば僕は反対なんだ。会期のないのは分つてゐるんだし、大体会期はない苦なんですよ。延長したからあるんだが、こんなものは出さん、政府が悪いんだ。それがため我々は十分な総合的な質疑も済まん先に、審議の順序として逐條審議に入るといふことはどうも面白くないと思ふ。けれどもまあ勉強してやれといふならやつてもいい。

○委員長(山田節男君) では職業安定法の一部を改正する法律案と、緊急失業対策法案、これに對する逐條説明を簡単にお願いしたいと思ひます。が、御異議ございせんか。それでは一つ労働政府委員。

○政府委員(齋藤邦吉君) 委員長からお話がありましたので成るべく簡単に御説明申上げたいと思ひます。其だ恐

○委員長(山田節男君) そうすると職業安定所で労働市場を開拓するより、新規の卒業生に對する限りは、学校の方で開拓した方が非常に容易だ、こういうつもりですか。

○説明員(江下孝君) 最初に申上げました方法でございまして、これは職業紹介事業を学校が独立して行ないます場合、この場合はまあ学校が求人も求職も受け付けまして、紹介もいたしまして、必要なら求人を開拓することもあり得ると思ひます。併し後の場合比較的低学年の場合、学校が安定所の業務の一部を分担して行なうという場合は、これは学校は比較的、公共職業安定所の補助機関でありまして、求人求職の受理、そうして学生生徒中に求職がありましてそれを受理して、そうしてこの人はこういう点が向くといふことを公共職業安定所の方に連絡して貰う。安定所はそういうものを預かしまして、やはり求人開拓を実施して就職の結合に當る。大体私共の考へておりますのは、こういう構想であります。

縮でございますが、職業安定法の一部を改正する法律案の資料を御覧いただき、法律案の要旨を明らかにして、必要な条文を引きながら御説明を申し上げたいと存する次第でございます。職業紹介法は御承知のように政府が公共職業安定所を設置しまして、公益を保持し無料の職業紹介事業を行うということが法の基本的な原則になっております。これにつきましては民間の職業紹介事業につきましては非民主的な封建的なものにつきましては、所要の規制を加え、募集等につきましても必要の規制を加えるのでありますけれども、特に必要なものにつきましては、民間の職業紹介事業の創意工夫に俟ちまして、政府の経営いたします職業安定所と民間の方々の協力を得て、全般に互る職業紹介事業を円滑に遂行して参りたいというのがこの法律全般を通ずる根本的な精神であるのであります。こういう建前からいたしまして、今回提案になりました職業安定法の改正法律案の中の最も大きい問題は、要綱の一にありますが学生生徒及び新規学校卒業者の職業紹介の問題であると思っております。御承知のように以前におきましては、学生生徒の職業問題は決して深刻な問題ではありませんでした。御承知のように内職といたしましては、家庭教師というものが学生生徒の内職であつたという実情であつたのであります。最近におきましては、学生生徒の生活難からいたしまして、各方面に内職をせざるを得ないような状況に追いやられておるのであります。特に夏休み、冬休み等におきましては、工場その他各方面に出ております。更に又進駐軍勤務等の難役に働いておる

ような実情であるのであります。更に又新規学校卒業者の問題であります。が、御承知のように近い将来に相当失業者が出ようという情勢でありまして、労働事情は極めて緊迫しておるような状況でありまして、このような状況下におきまして、新規学校卒業生の職業紹介をどういふふうによつて行けば一番よいだろうかということが非常に問題であつたのでございます。これに対処いたしまして、私共は今回の法律案の中に二つの新しい方法を考へて見たのでございます。学生生徒、或いは新規卒業生の職業紹介は、御承知のように一つの方法は自分で自分の職業を探さうというのが一つ、御承知のように安定所に求職の申込みをして安定所のお世話になつてやつて行くというの二つ目の方法であります。併しそのだけでは不十分でありますので二つの方法を考へたのであります。その二つの方法とも根本とするところは、学生生徒及び新規学校卒業生につきましては学校の教職員の方々が学生生徒の一人一人の能力等も十分知つておるといふこと、及び学校は教育がその使命であります。が、全般的に公共的な性質を帯びておること、この二つの理由からいたしまして学生生徒の職業紹介につきましては、全面的に学校の協力を願うということにいたしましたのであります。先ず第一点といたしまして、学校が独立に職業紹介事業を自由に行い得る途を拓いたということがこの一でございます。従来法律によりまして、学校といえども職業紹介を行ひます時には労働大臣の許可を必要とするのでございますが、学校の公共的性質

に鑑みまして一々許可いうことなしに届出をして、これを行ひ得るといたしたのでございます。これがこの改正の三十三條の二でございます。三十三條の二は、無料紹介事業を行うときは労働大臣の許可を受けなければならないという第三十三條の例外をなすのでございます。三十三條の二即ち学校の長は労働大臣に届出をして、生徒又は卒業した者について、無料の職業紹介事業を行うということが規定いたしましたのでございます。但しこの場合におきましては制限を設けないのであります。中学校或いは小学校でやります。無制限にその卒業後の期間を無制限にいたします。そこに弊害も生じ易いので、但書を置きまして、大学、高専以外の者につきましては六ヶ月以内という期間を定めてあります。尚第二項にこれは重要な点であります。が、学生生徒、特にこれは卒業生の問題であります。が、遠隔地の紹介という問題につきまして必要な規定をいたしたのでございます。即ち大学、専門学校、卒業生につきましては遠隔地に就職することが不便であり、大学高専の生徒であります。が、小学校、中学校程度の卒業生につきまして、住所の変更を来すような遠隔地の紹介をやりますると極めて弊害が生じ易いということからいたしまして、遠隔地の紹介は小学校、中学校につきましては、原則としてこれはいけないというふうにより規定したものでございます。即ちこの規定を適用されることによりまして、曾ての機械の工女の募集というものを学校が替つてやるというふうな弊害が起つては相成らんと存じましたので、第二項にその点の制限を設けておるような次第でございます。

次にこれは学校が独立して職業紹介をやる場合でございます。二番目の問題は学校が安定所の業務の一部を行ひ得るフランチ的な組織の必要があるならば、その組織にして行くという問題でございます。これは第二十五條の三と四にその規定を掲げておるのでございます。即ち第二十五條の三に、学校長の同意があつた場合、又は学校長から要請があつた場合、その二つの場合に限りまして、学校は公共職業安定所の業務の一部を分担して安定所のフランチとして職業紹介の円滑を図つて行く、こういうやり方でありまして、このやり方は、これは学校に強制するのではないのであります。学校の要請した場合、或いは学校の同意を得た場合にのみやり得るということになつておるのであります。これによりまして学校は安定所の組織の一部に入りまして、そうしてその分担する業務の範囲は第二十五條の三の第二項に掲げられております。が、求人申込、求職申込の受理、種々ありますが、氣持といたしましては、学校は少くとも求職申込、求人申込の受理をいたしまして、学生の個性なり、特性なり、或いは家庭の状況なり、或いはこういう求職に關する受理を主として担当して頂く。安定所の方は主として求人申込を受けましてこれを学校の方に連絡を取つて頂く。そして安定所、学校各々の特性を生かして学校と安定所が不即不離一体の關係におきましてこの紹介を円滑に進めて参りたい、こういうふうに考へて

おる次第でございます。第二十五條の三の三項、四項、これは大したことはありませんが、ただ五項として、このフランチとして学校が職業紹介事業の一部を行ひます場合には、公共職業安定所は学校に対して経済上の援助をすることができると書いてあります。これは安定所の業務の一部を行うのであります。当然であります。求職表とか求人表を学校に交付いたしましたので、学校におきましてできるだけそうした機能を円滑にやつて頂くということにいたしたいと考へておる次第であります。尚第二十五條の三の規定の運用につきましましては、文部当局と關係するところが極めて多いのでございます。で、この学校が職業紹介事業を行うに當りましてのいろいろの基準を設けることになつております。が、こうした基準はその都度文部省の關係局長と相談をして決めて行くということにいたしまして、その緊密なる連絡を保持しておるような次第でございます。以上二つの方法を今回新たに設けたのであります。が、その外に原則的に第二十五條の二といたしまして、学生生徒の職業紹介に關する原則を新たに掲げたのでございます。第二十五條の二の学生生徒等の職業紹介の原則、これは安定所と学校は学生生徒につきまして、相互に緊密なる連絡をとりまして、安定所は必要な雇用に關する情報を提供し、そして相互に緊密な連絡の下にその学生生徒の能力に適合した職業紹介をいたしたい、こういう職業紹介の原則を定めたのであります。以上三点が学生生徒に關する關係の條文でございます。次が身体障害者の職業輔導の問題で

次が身体障害者の職業補導の問題で

ございますが、身体障害者につきましては、原則として、普通の労働者として再自立して参りますことが、職業政策として参りますことが、最も大事なことと考えておまして、従来とも必要な職業補導を加えることについておるのでございます。そしてこの職業補導につきましては、原則として、一般の公共職業補導所に入所いたしまして、普通の方々と一緒に補導を受けて行くということが必要であります。特別の職業補導を別個に加える必要がありまうときは、別個の職業補導を行いたいという規定があつたのであります。

併しながら今回新たに身体障害者の職業補導施設は昨年度まで三ヶ所ありましたが、本年度の予算におきまして二ヶ所増設となり五ヶ所と相成りますので、將來身体障害者の職業補導の重要な鑑みとして、特別の公共職業補導所を設けるという規定を設け、そしてこれに關する必要な規定を整備いたした次第であります。それが二十六條の二の規定に相成つておるのでございます。二十六條の二の但書に「通常の職業補導を受ける者と共に職業補導を受けることが困難であると認められる者については、その者の能力に適するよう、補導の種類及び方法を選定し、特別の公共職業補導所を設けて、職業補導を行うことができる。」かように定めてございます。

これに關連いたしまして、次の二項、三項に必要なこれに關係のある條文を設けておるような次第であります。次が三番目に有料職業紹介事業の問題であるのでございます。これは一昨

年法律を制定されましたときに、私共事務当局の不勉強でありまして、多少の概念がはつきりしないものがあつたのであります。そこで今回國際條約の趣旨に則しまして、この有料職業紹介事業を實費及び営利の二種に區別し、そしてこの許可料、保証金等につきまして、それらの規定を設けることとしたのであります。有料職業紹介事業の定義を下し、はつきり明記いたしましたのが、第五條の第三項の規定でございます。即ちこの法律で「有料職業紹介」とは、實費職業紹介及び営利職業紹介をいい、實費職業紹介とは営利を目的としないで、入会金或いは定期的掛金等を徴収するものをいい、営利職業紹介とは営利を目的とするものとする」との職業紹介である。という定義を下したのであります。これは千九百三十三年の有料職業紹介に關する條約の趣旨に従ひまして、今回分けた次第であります。これを分けることによりまして、保証金、許可料、手数料につきまして、それらの差を設けることとしたのでございます。それが三十二條の規定でございます。

三十二條の第一項は従来の規定と同じでございます。第五項に許可料の規定を定めておられます。それからその次に手数料の規定を定めておる次第でございます。尚保証金につきましてはこの條文の第三項に營利についてのみ、保証金という制度を設けることとしたのでございます。この規定は大体におきまして關係方面の意向によりまして、実は命令で規定いたしておつたのでございますが、命令でかような保証金の規定、或いは許可料の規定を定めること

は如何と存じますので、今回はつきり法律に明文化して頂きたいと存じて、この改正を考えたのでございます。そこで現在のところ實際にやつております例を申し上げますと、保証金であります。これは民間の營利職業紹介によりまして、求職者に弊害を與へてはいけないという趣旨から保証金という制度を考えておるのでございまして、これは有料の職業紹介についての規定でございます。即ち五万円を超えない限度の保証金を有料についてのみ供託せしめるといふことでござい

ます。實費の職業紹介につきましては、保証金という制度はないのでございます。尚許可料、手数料等につきましても、實費と有料によりまして各々の金額を定めて参りたいと存じておりました。その内容につきましては、物價廳長官と労働大臣が協議して定めるということにいたしました次第であります。尚この有料職業紹介事業と關連いたしまして民間の職業紹介事業についての、一つの兼業禁止の規定を新たに設けることとしたのでございます。それは三十三條の四でございます。この三十三條の四の即ち「理料店、飲食店、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、兩替店、その他これらに類する營業を行う者は、職業紹介事業を行うことができない。」この規定は船員の職業安定法にも実は同様の規定があつたのであります。船員の職業安定法にも同様の趣旨があり、而もこれは一九三三年の有料職業紹介に關する國際労働會議の勧告にも規定されておるのでござい

ますので、今回これを法律に明記いたしたいと存じておるのでござい

ます。大体以上が有料職業紹介事業の民間の職業紹介に關する規定の点であるのであります。その他職業紹介法施行以來一年半になりますので、その間におきます種々の事務的な規定の整備をいたした次第であるのでござい

ます。その一、二を申し上げますと、從來職業安定法に連絡委員という制度がありました。これは安定法の第十條であつたのであります。連絡委員のその後の活動の實績にも鑑みまして、連絡委員の制度を廃止いたしましたことでございます。それから事務的な問題といたしましては、安定法の第四條の一番最初のとこにありますが、「一、失業者に対し、職業に就く機会を與ふるために、必要な政策を樹立し、その実施に努めること。」といふたような失業対策の樹立を政府の責任を明らかにしたこと、それから第三号に政府は無料職業紹介事業を行うという規定、こういう事務的な規定を整備いたしました。

それから尚第十二條の第十一項に、安定委員會の旅費額の定め方につきましての改正をお願いいたしましたのでございます。職業安定委員會、即ち職業安定に關する諮問的な機關であります。安定委員會の委員の旅費、日当、宿泊料の金額につきましては、從來は參議院、衆議院の両院の合同審査會を経て國會において定めるということになつておるのであります。極めて煩瑣であるので、今回この金額は「一般政府職員の旅費、日当及び宿泊料の金額に準じ、労働大臣がこれを定める。」ということをお願いいたしたい。かような事務的な規定をいたしたのでござい

ます。尚その他一、二事務的な規定はござい

定はございますけれども、一應説明は省略して頂きたいと存するのでございます。次に緊急失業対策法でございます。これが、これにつきましてはお手許にお配りいたしてあります。緊急失業対策法案の資料の中に採んであります小さいパンフレットの、公共事業計画原則というのを御覧頂きたいと存するのでございます。我が國におきます公共事業は昭和二十一年度から開始せられて、御承知のようにこれにつきまして

は同年度の五月二十二日に司令部からモランダムによつて出されておるところでございます。このモランダムの第一と第二の問題でございますが、第一は公共事業といたしますが、飽くまで基礎的な必需品増産に主力を置いた事業を行わなければならぬと規定されております。それから二号にはこうした公共事業にはできる限りの失業者を有効に活用することであると規定されておるのでござい

ます。即ち公共事業は經濟の復興と失業者の吸収という二つの目的で行うべきものであるというモランダムが出されております。尚この公共事業原則の第九であります。裏の頁でございますが、事業計画に使用せられる労働者は公設の職業安定所の紹介によらなければならぬ。即ち公共事業に使用する労働者はすべて安定所の紹介する労働者でなければならぬと規定されて参つておるのでござい

ます。かような意味から昭和二十一年度以降今日まで經濟復興と失業者吸収という二つの目的で、この事業が進められて参つたのでありますけれども、

今日までの実績を考えて参りますると、公共事業はとかく建設復旧といふコンストラクションの事業に傾きがちのものであるということが一つ、第二番目には公共事業実施の場所と、失業者の分布の場所がマッチしなかつたといふこと、或いは又公共事業の事業主体におきましては、公共職業安定所から紹介いたしますところの失業者を、能率が悪いという理由で使用することを嫌がつたといつたような、いろんな理由からいたしまして、経済復興という面は別といたしまして、失業者吸収という面におきましては、大した成果を収めておるときは申上げるの事できないような実情であつたのであります。ここにおきまして昨年の四月でありますたが、公共事業に一定の失業者の吸収率というものを設定いたしました、これで河川或いはその他、これもお手許へお配りいたしております、その資料の最後にごさいまするが、その資料にあります通り、都市方面の事業にはパーセンテージを多くいたしておりますが、一〇％乃至七〇％、八〇％、こういう失業者の吸収率を不熟練労働者につきまして設けまして、これによりまして安定所の紹介する失業者を使つて頂くといふふうにして参つたのでございます。その結果といたしまして大体昨年度におきましては、公共事業の就労人数実人員が五十万でありましたが、そのうちの十万人程度は安定所の紹介によりまして失業者が就労しておつたやうな実情であつたのでございます。かような状態でありましたので、今回こうした公共事業における今日までの失業者吸収率

の設定という、こういう行政措置でやつておつたことを、失業の深刻になつて参りました現段階に對処いたしました、更にこれをより強力なものととして行きますために、今日まで行なつて参りました慣行を法文化するということが一つ。それからもう一つの問題は、従来の公共事業の中には公共事業とは申しまでも、やはり二種類あつたわけでございます。即ちコンストラクション中心の公共事業と、一つは失業者吸収というものを中心としての公共事業、この二つがありましたのを、今回ははつきりとこれを分けまして、従来は公共事業の予算はすべて経済安定本部の所管になつておつたのでありますが、公共事業のうち失業対策事業は労働省所管にこれを移してしまつて、予算も公共事業費と失業対策事業費と二つに分けることにいたしましたのでございます。こういうふうな関係からいたしまして、公共事業における失業者吸収率という現在までの慣行を法文化しまして、これを強化して行くというところ、それから失業対策事業というものをご同新たに設けてまして、失業者に就業の機会をできるだけ與えることを目的とした事業をやつて行くと、こういうことにいたしました次第であるのでございます。

以上一般のことを申し上げまして、逐條的に簡単に御説明申上げたといふ存じます。

第一條に法律の目的が掲げられてありますが、多数の失業者の発生に對処して失業対策事業と、公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収する、そうしてその生活の安定を図ると共に、経済の興隆に寄與することを目的とする

のであります。第二條は失業対策事業と公共事業の定義でございます。公共事業は從來経済安定本部でやつておりました仕事の中から、失業対策事業を採つたものでございまして、大体において事柄の性質は公共的な即ち社会公共の福祉のためにする建設復旧の事業を公共事業と定義いたしております。失業対策事業は、失業者に就業の機会を與えることを主たる目的としたしまして、労働大臣が樹立する計画及びその定める手続に従つて國みずから、又は國庫の補助によつて地方公共團體等が実施する事業を言うのであります。こういうふうに法律におきましてその定義を明らかにいたしております。第三條は事業主体、施行主体の定義でございます。まず第二章の失業対策事業の問題でございますが、これは大臣からもお話があつたと存じますが、本年度の予算におきましては八億八百万円が計上されておるところの内容のものがあつて、第四條は失業対策事業の要件を定めております。即ち失業対策事業は、先程申上げましたように、失業者吸収ということを主たる目的とする關係上、事業に或程度の制約を設けたのでございます。即ち失業対策事業の名において各般の事業をやるということになりましたれば、殊に行政の混淆を來しますので、失業対策事業のみぞからの姿をここに明記いたしましたのでございます。第一号は、できるだけ多くの労働者を使用する事業でなければならぬということ、第二号は、施行する場所は多数の失業者が現に存在する、或いは又発生する虞のある地域、そういう地域において施行されなければならぬというのであります。

発生する虞れがあるといふのでありますので、大きな企業整備等が行われまして、数千人の失業者が出そうたという場合に失業の防止のためにやる場合もあろうかと存じます。或いは又多数の失業者が発生しておるといふのでありますから、集團的な引揚民がおります場合、その地域に行くといふこともあろうかと存じますのでございます。

第三号は、失業者の情況に應じこれを吸収するに適當な事業とあります。この失業者の情況と申しますのは、情況という文字よりも類型といつたふうな文字がびびりたりするのではないかと思ひますが、即ち男女の性別或は技能の程度、或は一般労働者、知識階級労働者といつたふうな労働者の類型に應じて、女子が非常に多いときには女子を吸収するにふさわしい事業、或いは又知識階級が非常に多いときにはその知識階級をできるだけ吸収するに足るような事業、こういうふうに定めておるのでございます。第四号は、これも一と腹腹になりまして、事業費のうち労力費の占める割合が労働大臣の定めたる率以上のものである事業、こういうようなことが定められておるのであります。それから第五條以下が失業対策事業を準備し実施するまでの規定でございます。第五條は失業状態の調査を政府はやらなければならないといふこととでございます。これにつきましては目下のところ内閣統計局におきましていわゆるレーバフオースの調査があり、又毎年ではありませんが、國勢調査等もあります。それから労働省におきましては雇用状態調査といふのを毎月行つております。更に又安定所の窓口から見ました雇用の趨勢等も調査

計調査といたしております。そうした諸般の統計調査というものを行ひまして、失業の状況を調査しなければならぬと規定せられております。

第六條はこうした全國的な雇用及び失業に関する調査に基きまして多数の失業者が発生し又は発生するおそれがあると認める場合には、これに対処するところの失業対策事業を起すような、一定の計画を定めて置かなければならないと規定せられております。この計画を策定いたしますのは労働大臣であります、即ち四半期ごとと申しますか、四半期ごとと程度に、どの地域にどの程度の失業者が出るだろうか、それではどの地域にどの程度の失業者を吸収するような事業を起そうか、その事業はいつから始めようか、どういふ種類の労働者が出るか、その労働者の累計にマッチした事業を起すにはどうするならばいいだろうかといったふうな、総合的なその地域に必要な失業対策の一般計画を樹立いたすことになるのであります。そういたしますと第七條によりまして労働省は或る地域にこうした失業対策事業を起す必要があるといったふうな地域を選んだり、或いは数を選んだり、或いはその状況等を調査いたしまして、安定本部総務部を調査に連絡をいたすのでございます。長官に連絡をいたすのでございます。経済安定本部総務長官は公共事業全般の所管の部局でありますので、安定本部総務長官におきましては、公共事業と云うの／＼な眺み合せ等も考えまして、この第四條に定めた失業対策事業の要件に合致するような事業を選び、その場合に注意すべきことは、できるだけ経済的効果のあるものを選ぶという制限を受けておりますが、そう

事業における今日の失業者吸収率
済の興隆に寄與することを目的とす
ければならないのであります。

した下に安定本部事務局長が適当な事業種目を選びまして労働大臣に提出する、かような順序を経て失業対策事業というものの事業主体、種目及び規模等予め決めて置きまして、第八條によりましていよいよ失業対策事業を起すべきだと決定いたしますと、その権限は労働大臣の所管といたしまして、事業の開始又は停止の時期等を定めまして命令を発する、こういう形になるのでございます。

尚失業対策事業の費用関係であります、それは第九條に定められておりますように、國がみずからやる場合には、みずからの費用において行なう。地方公共団体が行なう場合には、國庫から必ず全部又は一部の補助を受け、やるといふことになつております。即ちこの法律の建前としては國が全部又は一部の補助を受けて行なう失業対策事業のみを本法でいう失業対策事業と定められておるのでございます。

第十條は失業対策事業に使用する労働者の問題でございます。これは雇用問題と賃金問題が二つ定められております。即ち失業対策事業はもと／＼が、この性質が安定所のいわゆる窓口に見られた失業者を吸収するといふことが一番の狙いでありまして、結局におきまして安定所の紹介する失業者でなければならぬと定められておるのでございます。併し安定所が紹介することの困難な技術者、技能者、或いは監督者等は当然除いてあるのでございます。それから二番目は失業対策事業に使用せられる失業者に支拂われる賃金の金額の問題でございますが、御承知のように失業対策事業は、民間における産業に吸収することができず、

深刻な失業状態になつてのみ、初めてこの事業が起されるのであります。従いまして民間企業の雇用を圧迫するといふことがあつてはならないし、あるべきものではありませんが、いわゆる民間雇用におけるところの賃金の額よりも、或る程度低く定めなければならぬといふふうに限定してあります。この賃金につきましては地域ごとに定めることが必要かと存じておる次第でございます。

以上が公共失業対策事業の概要であります。第三章は公共事業の内容でございますが、これは最初に私申し上げましたごとく、失業者吸収率の決定といふものを中心としたされておるのでございます。十二條に、労働大臣が失業者吸収率を決定する。これは業種別に従い、職種別、又は地域別に定められておりますが、これは大体におきまして昨年の四月経済安定本部事務局長が定めしたところの失業者吸収率といふものを踏襲して参りたい、かように考えております。この運用に当りましては、事業の遂行に支障を來さないよう注意をいたしたいと存じておる次第であります。第十三條は、その場合の労働者の雇用の問題でございます。失業者吸収率の定められております場合、その率に達するまで必要な失業者を雇入れて置かなければならないという従来の例の通りでございます。第十四條、第十五條は普通の例文でございます。

第四章は雑則であります。この法律の建前として、監督規定であります。この法律の建前として、罰則は一切科しておりません。單なる行政事務の監督

の規定を設けておるに過ぎないので、この法律の一つの特徴かと存するのでござい。即ち第十七條におきまして安定所が、事業主体等がこの法律違反の事項があらうときは、その違反事項を明記いたしまして事業の主体に是正の通知を発するのであります。第十八條によりまして、この事業主体がその通知を受けた後二十日以内に違反事項を是正しない場合には、労働大臣に安定所長はそうした旨を申達する。第十九條によりまして、労働大臣は、失業対策事業について前條の申達があらう場合には、労働大臣は必要があるとき、補助金の全部、又は一部について返還又は停止を命ずるといふことになつておる。公共事業につきましても労働大臣の所管ではございませんので、第二十條に基いて安定本部事務局長に對し、違反事項の是正を請求することにいたしております。その請求があらうので第二十條、第二十一條に總務局長はその請求の内容を審査いたしまして、請求に正当な理由があるとき、請求に必要命令を發し、又安定本部事務局長は自己の認識におきまして必要があるとき、そのときは、当該事業の全部又は一部の次期認定を拒否するといふことに相成つておるのでございます。第二十一條、第二十二條は監督に關連いたしたる字句的な例文的な規定を掲げた次第でございます。以上二つの法律によりまして概要を申し上げた次第であります。

○委員長(山田節男君) 以上を以ちまして齋藤政府委員から、職業安定法の一部を改正する法律案並びに緊急失業対策法案の逐條説明を完了いたしました。時間も進んでおるようでござい。それから次回におきまして、残つておる失業保険の一部改正法律案、この逐條説明をお願いしたいと思います。

○委員長(山田節男君) 以上を以ちまして齋藤政府委員から、職業安定法の一部を改正する法律案並びに緊急失業

対策法案の逐條説明を完了いたしました。時間も進んでおるようでござい。それから次回におきまして、残つておる失業保険の一部改正法律案、この逐條説明をお願いしたいと思います。

○委員長(山田節男君) 以上を以ちまして齋藤政府委員から、職業安定法の一部を改正する法律案並びに緊急失業

○委員長(山田節男君) 以上を以ちまして齋藤政府委員から、職業安定法の一部を改正する法律案並びに緊急失業

- 委員
- | | | | |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 原 虎一君 | 村尾 重雄君 | 門屋 盛一君 | 竹下 豊次君 |
| 國務大臣 鈴木 正文君 | 労働大臣 宿谷 栄一君 | 労働事務局長 齋藤 邦吉君 | 労働事務局次長 海老塚政治君 |
| 労働事務局長 江下 孝君 | 労働事務局次長 海老塚政治君 | 労働事務局次長 海老塚政治君 | 労働事務局次長 海老塚政治君 |

四月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
職業安定法の一部を改正する法律案
職業安定法の一部を改正する法律案
職業安定法の一部を改正する法律案

職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
第四條中第三号を削り、第二号を第四号とし、第四号を第五号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に、次の二号を加える。
一 失業者に対し、職業に就く機会を興えるために、必要な政策を樹立し、その実施に努めること。
二 求職者に対し、迅速に、その

能力に適當な職業に就くことをあつたため、及び求人者に對し、その必要とする労働力を充足するために、無料の職業紹介事業を行うこと。

第五條第二項を第四項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、第一項の次に、次の二項を加える。

この法律で無料の職業紹介とは、職業紹介に關し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。

この法律で有料の職業紹介とは、実費職業紹介及び営利職業紹介をいふ。実費職業紹介とは、営利を目的とし、ないで行う職業紹介であつて、職業紹介に關し、実費としての入会金、定期的掛金、手数料、その他の料金を徴収するものをいふ。営利職業紹介とは、営利を目的として行う職業紹介をいう。

第二章標題中「政府の行う」を「職業安定機関の行う」に改める。

第十條を次のように改める。

（公共船員職業安定所に対する協力）

第十條 公共職業安定所は、公共船員職業安定所の業務について、これに協力しなければならない。

第十一條に、次の一項を加える。

市町村長は、前項の事務に關し、求人者又は求職者から、いかなる名義でも、実費その他の手数料を徴収してはならない。

第十二條第一項中「この法律の施行に關する重要事項」の下に「及び他の法律に基きその権限に關せしめられた事項」を加え、同條第十一項を次のように改める。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、一般の政府職員の旅費、日当及び宿泊料の金額に準じ、労働大臣が、これを定める。

第十九條第一項を次のように改める。

公共職業安定所は、求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用條件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

第二章中、第四節を第五節とし、第四節として、次の一節を加える。

第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介

（学生生徒等の職業紹介の原則）

第二十五條の二 公共職業安定所は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條の規定による学校の学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者の職業紹介については、第二節の規定によるの外、学校と協力して、これらの者

に對し、労働力の需要供給の状況その他職業に關する情報を提供し、職業選択に必要な助言援助を與え、及び公共職業安定所間の連絡により、これらの者に適當なできるだけ多くの求人を開拓し、その能力に適合した職業にあつたよう努めなければならない。

（公共職業安定所と学校の協力）

第二十五條の三 公共職業安定所長は、学校教育法第一條の規定による学校の学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者の職業紹介を円滑に行うため必要があると認め

るときは、学校の長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる。

前項の規定により公共職業安定所長が学校の長に分担させることができる業務は、左の各号に掲げる事項に限られるものとする。

一 求人申込を受理し、且つ、その受理した求人申込を公共職業安定所に連絡すること。

二 求職申込を受理すること。

三 求職者を求人者に紹介すること。

四 職業指導を行うこと。

五 就職後の指導を行うこと。

六 公共職業補導所への入所のあつたことを行うこと。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、第十六條及び第十七條の規定にかかわらず、学校の教育課程に適切でない職業に關する求人又は求職の申込は、これを受理しないことができる。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、公共職業安定所長と協議して、その学校の職員の中から職業安定担当者を選定し、これに自己に代つてその業務を担当させ、公共職業安定所との連絡を行わせることができる。

公共職業安定所長は、第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長に對し、職業に關する情報の提供その他学校の長の行う職業紹介に關す

る業務の執行についての援助を與えるときは、特に必要があることを認めるときは、これに對して、経済上の援助を與えることができる。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、その業務の執行に關し、職業安定局長が文部大臣の指名する官吏と協議し、この法律の規定に基いて定める基準に従わなければならない。

公共職業安定所長は、第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長が、法令又は前項の基準に違反したときは、その学校の長の行う職業紹介に關する業務を停止させることができる。

第七項の規定は、学校の長が第三十三條の二の規定に基いて無料の職業紹介事業を行う場合には、これを適用しない。

（施行規定）

第二十五條の四 公共職業安定所と学校との間における連絡、援助又は協力に關する方法その他学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

第二十六條を次のように改める。

（職業補導の原則）

第二十六條 職業補導は、労働力の需要供給の状況に應じて、必要な職業補導目について行われなければならない。

職業補導は、公共職業補導所における職業補導及び失業者に職業を與える目的を以て経営される施設における作業訓練として行われ

る。

この法律の職業補導には、学校教育法に基いて行われる一般職業教育を含まない。

労働大臣は、職業補導の計画を樹立するに當つては、関係教育行政の協力を得て、学校の施設の最も有効な活用を図るとともに学校における職業教育との重複を避けなければならない。

職業補導は、すべて無料とする。

この節の規定は、國がその経費の全部又は一部を負担する職業補導事業について、これを適用する。

第二十六條の次に、次の一條を加える。

（身体障害者に対する職業補導）

第二十六條の二 身体に障害のある者で、職業補導により通常の職業に就くことができると認められるものに対する職業補導は、通常の職業補導を受ける者と共に、これを行う。但し、通常の職業補導を受ける者と共に職業補導を受けることが困難であると認められる者については、その者の能力に適應するよう、補導の種目及び方法を選定し、特別の公共職業補導所を設けて、職業補導を行うことができる。

労働大臣は、必要があると認めるときは、前項但書の規定による特別の公共職業補導所を、厚生大臣と協議のうえ、その所管する身体に障害のある者のために経営される更生施設と併設することがで

る。

労働大臣は、必要があると認めるときは、前項但書の規定による特別の公共職業補導所を、厚生大臣と協議のうえ、その所管する身体に障害のある者のために経営される更生施設と併設することがで

る。

労働大臣は、必要があると認めるときは、前項但書の規定による特別の公共職業補導所を、厚生大臣と協議のうえ、その所管する身体に障害のある者のために経営される更生施設と併設することがで

る。

労働大臣は、必要があると認めるときは、前項但書の規定による特別の公共職業補導所を、厚生大臣と協議のうえ、その所管する身体に障害のある者のために経営される更生施設と併設することがで

る。

労働大臣は、必要があると認めるときは、前項但書の規定による特別の公共職業補導所を、厚生大臣と協議のうえ、その所管する身体に障害のある者のために経営される更生施設と併設することがで

を次のように改める。
他学校の長の行う職業紹介に關する
を興える目的を以て経営される施
を興える目的を以て経営される施
を興える目的を以て経営される施

きる。

労働大臣が必要があると認めるときは、公共職業補導所は、身体に障害のある者の職業補導を行うため、作業療法及び特殊の補助工具の製作及び修理を行うことができる。

第二十七條の見出しを「公共職業補導所の設置」に改め、同條第一項を次のように改める。

労働大臣は、前二條の職業補導を行うため、都道府県知事をして、公共職業補導所を設置して、これを経営せしめるものとする。

第二十七條第二項を第四項とし、同項中「職業補導所」を「公共職業補導所」に、又は公共團體その他の者に、又は公の機関に限り、に改め、同條第一項の次に、次の二項を加える。

都道府県知事は、公の機関に限り、公共職業補導所の経営を委託することができる。

労働大臣は、第二十六條第二項に規定する作業訓練に關する計画をたて、都道府県知事をして、これを実施せしめるものとする。

第二十八條の見出しを「(負担金等)」に改め、同條第一項を次のように改め、同條第二項中「職業補導所」を「公共職業補導所」に改める。

政府は、前條第一項から第三項までの規定により、都道府県知事が行う公共職業補導所の設置及び経営並びに作業訓練に要する費用について、法律に基いて、これを負担する。

第二十八條に、次の一項を加え

る。

政府は、都道府県知事を行う職業補導が、この法律又はこれに基いて労働大臣の定める基準に違反すると認めるときは、これに對し、負担金の交付を停止し、又はその返還を命ずることができる。

第二十九條第一項中「公共團體その他の者」を「公の機関」に、「職業補導所」を「公共職業補導所その他の職業補導施設」に、同條第二項中「職業補導所」を「公共職業補導所」に改める。

第三十條を次のように改める。
(工場事業場等の行う監督者の訓練に對する援助)

第三十條 労働大臣は、労働基準法に規定する技能者養成を除き、従業員の指導監督に當る者の作業訓練を実施しようとする工場事業場等に対し、技術援助を行うために、特別に訓練された指導員を置き、必要な資料を製作するものとする。

労働大臣は、工場事業場等が、労働基準法に規定する技能者養成を除き、その従業員の労働力を最も有効に發揮させるために、職長、指導員等その従業員の指導監督に當る者に対して、指導監督に必要な知識技能を習得させるための訓練計画をたて、これを実施しようとするときは、その要求に應じ、指導員の派遣、資料の提供等必要な事項について、これを援助しなければならない。

労働大臣は、前項に規定する技術援助について、その一部を都道府県知事に行わせることができる。

る。

第三十一條中「前五條」を「前六條」に改める。
第三章標題中「政府以外の」を「職業安定機関以外の」に改める。
第三章中第一節を第二節とし、以下順次一節ずつ繰り下げ、第一節として、次の一節を加える。

第一節 通則
(適用範圍)
第三十一條の二 この章の規定は、法律に別段の定めのある場合を除く外、職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業について、これを適用する。

第三十二條を次のように改める。
(有料職業紹介事業)
第三十二條 何人も、有料の職業紹介事業を行つてはならない。但し、美術、音楽、演藝その他特別の技術が必要とする職業に従事する者の職業をあつて旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合は、この限りでない。

労働大臣が、前項の許可をなすには、予め許可申請書についてその資産の状況及び徳性を審査するとともに、中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

営利職業紹介事業を行う者は、その事業を開始する前に、第四項の規定による補償の金額に充てるため、労働大臣の定める五万円を超えない金額の保証金を供託しなければならない。

前項の者がこの法律又はこれに基く命令の規定に違反することに

よつて損害を受けた者は、前項の保証金から、その補償を受ける権利を有する。

実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業の許可を受けた者は、それぞれ、労働大臣が中央職業安定委員会に諮問のうえ、物價廳長官と協議して定める額の許可料を納付しなければならない。

実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行う者は、それぞれ、労働大臣が、中央職業安定委員会に諮問のうえ、物價廳長官と協議して定める手数料の外、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

第一項の許可の有効期間は、一年とする。

第一項の許可の申請手続その他有料の職業紹介事業に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

第三十三條第一項を次のように改める。
無料の職業紹介事業を行わうとする者は、第三十三條の二に規定する場合を除き、労働大臣の許可を受けなければならない。

第三十三條の次に、次の三條を加える。
(学校の行う無料職業紹介事業)
第三十三條の二 学校教育法第一條の規定による学校の長は、労働大臣に届け出て、その学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者について、無料の職業紹介事業を行うことができる。但し、大学及び高等学校以外の学校の長がその学校を卒業した者について行う職業紹介は、その者がその学校を卒業

した後六箇月以内の場合に限るものとする。

前項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長は、求職者を、その住所又は居所の変更を必要とする就職先に紹介してはならない。但し、労働大臣の許可を受けた場合及び大学の長又は高等学校の長の無料の職業紹介事業を行う場合は、この限りでない。

第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長は、その学校の職員の中から、職業紹介事業に關する業務を担当する者を定めて、自己に代つてその業務を行わせることができる。

第一項の届出の手続その他学校の長の行う無料の職業紹介事業に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

(無料職業紹介事業の取扱範圍の限定)
第三十三條の三 労働大臣は、無料の職業紹介事業を行わうとする者に対し、第三十三條第一項の規定による許可をする場合には、その者が職業紹介事業を行うに當り取り扱うべき職種の範圍その他取扱の範圍を定めることができる。

前條第一項の規定により無料の職業紹介事業を行わうとする学校の長は、その取り扱うべき職業紹介の範圍を定めて、届出をすることができる。

(營業の禁止)
第三十三條の四 料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、両替店その他これらに類す

る。

る営業を行う者は、職業紹介事業を行うことができない。

第三十四條の見出しを「(準用規定等)」に、同條第一項を次のように改め、同條第二項中「前二條」を「第三十二條から第三十三條の二まで」に改める。

第十六條から第十八條まで、第十九條第一項及び第二十條の規定は、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業について、これを準用する。但し、第三十三條の第三項の規定により、労働大臣が職業紹介の範囲を定めて許可をした場合及び同條第二項の規定により、学校の長が職業紹介の範囲を定めて届出をした場合において、第十六條及び第十七條の規定は、その範囲内においてのみ、これを準用するものとする。

第三十六條の見出しを「(直接募集)」に改める。

第四十條中「第三十二條第三項の手数料その他の報償金の外、」を削る。

第四十九條第一項中「許可を受けて」の下に「又は届出をなして」を加え、同條第二項中「第四十四條の規定」を「第三十二條から第三十三條の二まで、第三十六條、第三十七條及び第四十四條の規定」に、「工場、事業場」を「事業所、事務所」に、「使用者若しくは労働者」を「事業主、使用者、労働者の募集を行う者、労働者の募集に従事する者若しくは労働者」に改める。

第五十條中「許可を受けて」の下に「又は届出をなして」を加え、同條に、次の一項を加える。

労働大臣は、第三十三條の第二項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長に対し、前項の規定により、事業の停止を命じようとする場合には、予め教育行政廳に通知しなければならない。

第五十一條中「政府以外の者の行う」を「職業安定機関以外の者の行う」に改める。

第五十二條の次に、次の一條を加える。

(業務の周知宣傳)
第五十二條の二 政府は、その行う職業紹介、職業指導、職業輔導、失業保険その他この法律の目的を周知宣傳するため、計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

第六十四條第一項中「有料で若しくは営利を目的として」を「有料の」に改める。

第六十五條中第一号を第六号とし、以下順次五号ずつ繰り下げ、同條に、次の五号を加える。

一 第十一條第二項の規定に違反した者
二 第三十二條第六項の規定に違反した者
三 第三十三條の二第一項の規定による届出をしない、無料の職業紹介事業を行った者
四 第三十三條の二第二項の規定に違反した者
五 第三十三條の四の規定に違反した者

附則
この法律は、公布の日から起算して、六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

第六十六條中「この法律は、多数の失業者の発生に対処し、失業対策事業及び公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定を図るとともに、経済の興隆に寄與することを目的とする。」

(定義)
第二條 この法律で「失業対策事業」とは、失業者に就業の機会を與えることを主たる目的として、労働大臣が樹立する計画及びその定める手続に従つて、國自ら又は國庫の補助により地方公共團體等が実施する事業をいう。

第三條 この法律で「事業主体」とは、失業対策事業又は公共事業を計画実施する國又は地方公共團體等をいう。

第四條 失業対策事業は、左の各号のすべてに該当する事業でなければならない。

第五條 失業対策事業は、左の各号のすべてに該当する事業でなければならない。

第六條 労働大臣は、全國にわたる雇用及び失業の状況に関する調査の結果に基づいて、多数の失業者が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合には、あらかじめ、その地域に必要な失業対策事業のための一般的計画を樹立しなければならない。

第七條 労働大臣は、前條の計画を樹立した場合には、失業対策事業に吸収すべき失業者の所在地、数及び状況等を経済安定本部總務長官に対し通知しなければならない。

第八條 労働大臣は、前二項の手続を経て、失業対策事業の事業主体、種目及び規模等を定めておかなければならない。

第九條 失業対策事業は、國が、自らの費用で、又は地方公共團體等が、國庫から全部若しくは一部の補助を受けて、実施する。

第十條 失業対策事業に使用する労働者は、失業対策事業の事業主体が使用する労働者は、公共職業安定所において紹介することが困難な技術者、技能者及び監督者を除いて、公共職業安定所の紹介する失業者でなければならない。

第十一條 労働大臣は、失業対策事業に使用される失業者に支拂われる賃金

め、その地域に必要な失業対策事業のための一般的計画を樹立しなければならない。

第十二條 労働大臣は、前條の計画を樹立した場合には、失業対策事業に吸収すべき失業者の所在地、数及び状況等を経済安定本部總務長官に対し通知しなければならない。

第十三條 労働大臣は、前二項の手続を経て、失業対策事業の事業主体、種目及び規模等を定めておかなければならない。

第十四條 失業対策事業は、國が、自らの費用で、又は地方公共團體等が、國庫から全部若しくは一部の補助を受けて、実施する。

第十五條 失業対策事業に使用する労働者は、失業対策事業の事業主体が使用する労働者は、公共職業安定所において紹介することが困難な技術者、技能者及び監督者を除いて、公共職業安定所の紹介する失業者でなければならない。

第十六條 労働大臣は、失業対策事業に使用される失業者に支拂われる賃金

條に、次の一項を加える。

この法律中、「学校の長には、

て、國又は地方公共団体等が実施

用される失業者に支拂われる賃金

の額を定める。この場合には、同一地域において同一職種に従事する労働者に通常支拂われる賃金の額より低く定めなければならない。

(失業対策事業における雇入の拒否)

第十一條 失業対策事業の事業主体は、公共職業安定所の紹介する失業者が、その者の能力からみて不適当と認める場合には、当該失業者の雇入を拒むことができる。

第三章 公共事業

(失業者吸収率の決定)

第十二條 労働大臣は、経済安定本部総務長官と協議の上、公共事業の事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とその他の失業者の数との比率を定めることができる。

(失業者吸収率による失業者の雇入)

第十三條 前條の規定による比率(以下「失業者吸収率」という。)の定められている公共事業の事業主体は、公共職業安定所の紹介により、つねに失業者吸収率に該当する数の失業者を雇い入れていなければならない。

第十四條 公共事業の事業主体は、前項の規定により雇入を必要とする数の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

第十五條 第一項の規定は、公共事業の事業主体が、失業者吸収率に該当する

る数以上の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることを妨げるものではない。

(公共事業の労働者数の通知)

第十四條 公共事業の事業主体は、労働大臣の定めるところにより、事業開始前及び四半期ごとに、当該事業に使用すべき労働者の数を、職種別に、事業実施の地域を管轄する公共職業安定所に通知しなければならない。

(公共事業における雇入の拒否)

第十五條 第十一條の規定は、公共事業の事業主体が失業者の雇入を拒む場合に準用する。

(施行主体の失業者の雇入等)

第十六條 第十三條から第十五條までの規定は、施行主体に準用する。

第十七條 事業主体と施行主体との間に締結する公共事業の施行に関する契約には、施行主体が前項の規定を遵守する旨の條項を加えなければならない。

第四章 雜則

(違反事項の通知)

第十七條 公共職業安定所長は、事業主体又は施行主体が、この法律又はこの法律の規定に基いて発する命令に違反すると認める場合には、文書で、当該事業主体又は施行主体にその旨を通知しなければならない。その文書には、当該事業主体又は施行主体の違反事項を証明しなければならない。

(違反事項の進達)

第十八條 前條の通知を受けた事業主体又は施行主体が、その通知を受けた日から二十日以内に当該違

反事項を是正しない場合には、公共職業安定所長は、労働大臣に対しその旨を進達しなければならない。

(失業対策事業の停止等)

第十九條 前條の進達が失業対策事業についてされた場合には、労働大臣は、違反事項を審査し、その進達に正当な理由があると認めるときは、事業主体に対し、当該事業の全部又は一部について事業の停止又は補助金の返還を命ずることができる。

(公共事業の違反事項は正の命令等)

第二十條 第十八條の進達が公共事業についてされた場合には、労働大臣は、経済安定本部総務長官に対し、文書で、当該違反事項の是正に必要な措置をなすべきことを請求することができる。

第二十一條 経済安定本部総務長官は、前項の請求を受けた場合には、違反事項を審査し、その請求に正当な理由があると認めるときは、当該事業主体に対し、違反事項を是正するよう命じ、又は必要により、当該事業の全部又は一部について次期の認証を拒否しなければならない。

(報告の請求)

第二十一條 行政廳は、必要があると認める場合には、事業主体又は施行主体から、労働者の雇入又は離職の状況等に関し、必要な報告をさせることができる。

(施設の監査等)

第二十二條 行政廳は、この法律の実施状況を調査するため必要があ

ると認める場合には、当該官吏をして、失業対策事業又は公共事業の事業場その他の施設に臨み、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して質問させることができる。

第二十三條 前項の規定による職権を行う場合には、当該官吏は、その身分を証明する証書を携帯しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

四月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号ハ中「索道」の下に「船舶」を加え、同條第三項中「國の直營事業の上に」前二項の規定にかかわらず、」を加える。

第十八條中「第二十八條第一項又は第二十九條の規定による」を削る。

第二十五條第二項中「三箇月を超え」の期間毎に支拂われる賃金その他命令で定めるものは、これを除く。」を削る。

第二十八條及び第二十九條を次のように改める。

第二十八條 保険加入者は、毎年四

月一日から翌年三月末日まで(以下「保険年度」という。)に使用するすべての労働者(保険年度中途に保険関係が成立したものについては、保険関係成立の日からその保険年度の末日までに使用するすべての労働者)に支拂う賃金総額の見込額に保険料率を乗じて算定した概算保険料の額その他命令で定める事項を、毎年三月末日まで(保険年度中途に保険関係が成立したものについては、保険関係成立の日から五日以内)に報告するとともに、概算保険料を四月一日(保険年度中途に保険関係が成立したものについては、保険関係成立の日)から三十日以内に納付しなければならない。

事業の期間が予定される事業については、その保険加入者は、前項の規定にかかわらず、その全期間に使用するすべての労働者に支拂う賃金総額の見込額に保険料率を乗じて算定した概算保険料の額その他命令で定める事項を、保険関係の成立すべき日前十日まで(特別の事由があるときは、保険関係成立の日まで)に報告するとともに、概算保険料を保険関係成立の日から十四日以内に納付しなければならない。

保険加入者は、申出によつて、前二項の概算保険料を、命令の定めるところにより、分割して納付することができる。

政府は、保険加入者が、第一項若しくは第二項の規定による報告をしないとき、又はその報告に相違があると認めるときは、政府の調

査により概算保険料の額を算定して、その額又はその額と納付した保険料の額との差額を徴収する。

第二十九條 保険加入者は、前條の資金總額の見込額が百分の二十以上増加したときは、増加後の見込額に基く概算保険料の額その他命令で定める事項を、増加した日から五日以内に報告するとともに、

その額と納付した保険料の額との差額を、増加した日から三十日以内に納付しなければならない。

第二十九條の次に次の一條を加える。

第二十九條の二 政府は、保険料率の引上を行つたときは、概算保険料を追加徴収する。

第三十條を次のように改める。

第三十條 保険加入者は、その保険年度の末日又は保険関係が消滅した日まで使用したすべての労働者に支拂つた資金總額に保険料率を乗じて算定した確定保険料の額その他命令で定める事項を、その保険年度の末日又は保険関係が消滅した日から五日以内に報告しなければならない。

前三條の規定によつて納付した保険料の額が、前項の確定保険料の額に比して過剰を生じたときは、政府は、これを返還し、不足があるときは、保険加入者は、これを保険年度の末日又は保険関係が消滅した日から三十日以内に納付しなければならない。

政府は、保険加入者が第一項の規定による報告をしないとき、又はその報告に相違があると認めるときは、政府の調査により確定保

險料の額を算定して、その額又はその額と納付した保険料の額との差額を徴収する。

第三十條の次に次の一條を加える。

第三十條の二 政府は、第二十八條第四項又は第三十條第三項の規定により算定した保険料の額又はその額と納付した保険料の額との差額を徴収する場合においては、その徴収すべき額に百分の十を乗じて得た額を追徴金として徴収する。

第三十一條第一項中「滞納する」を「納付しない」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 政府は、保険加入者が保険料の納付を怠つたときは、その金額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料の完納又は財産差押の日の前日まで日数により計算した延滞金を徴収する。但し、命令で定める場合は、この限りでない。

第三十三條中「その他これに準ずべきもの」を削る。

第三十五條の次に次の一條を加える。

第三十五條の二 保険加入者は、第二十八條第四項又は第三十條第三項の規定により政府の算定した保険料の額について異議があるときは、不服の事由を具し、都道府県労働基準局長に審査の請求をなすことができる。

第三十六條中「若しくは吏員」を削る。

第三十七條を次のように改める。

第三十七條 第三十五條の二の規定

による審査の決定その他保険料又はこの法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分に関して不服がある者は、主務大臣に訴願をすることが出来る。

第三十八條中「主務大臣」を「都道府県労働基準局長」に改める。

第四十八條及び第四十九條中「又は吏員」を削る。

第五十一條を次のように改める。

第五十一條 削除

第五十二條中「一万円を」を「五万円」に改め、第二号中「又は吏員」を削る。

第五十三條中「五千元を」を「三万円」に改め、第二号中「又は吏員」を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第三條の改正規定は、昭和二十四年八月一日から適用する。

2 この法律施行前になした行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による。